

有価証券報告書

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社横浜銀行

(E03559)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【業績等の概要】	7
2 【生産、受注及び販売の状況】	23
3 【対処すべき課題】	23
4 【事業等のリスク】	24
5 【経営上の重要な契約等】	25
6 【研究開発活動】	25
7 【財政状態及び経営成績の分析】	26
第3 【設備の状況】	28
1 【設備投資等の概要】	28
2 【主要な設備の状況】	28
3 【設備の新設、除却等の計画】	29
第4 【提出会社の状況】	30
1 【株式等の状況】	30
（1） 【株式の総数等】	30
【株式の総数】	30
【発行済株式】	30
（2） 【新株予約権等の状況】	30
（3） 【ライツプランの内容】	34
（4） 【発行済株式総数、資本金等の推移】	34
（5） 【所有者別状況】	35
（6） 【大株主の状況】	35
（7） 【議決権の状況】	36
【発行済株式】	36
【自己株式等】	36
（8） 【ストックオプション制度の内容】	37
2 【自己株式の取得等の状況】	44

【株式の種類等】	44
(1) 【株主総会決議による取得の状況】	44
(2) 【取締役会決議による取得の状況】	44
(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】	44
(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】	44
3 【配当政策】	45
4 【株価の推移】	45
(1) 【最近 5 年間の事業年度別最高・最低株価】	45
(2) 【最近 6 月間の月別最高・最低株価】	45
5 【役員の状況】	46
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】	50
第 5 【経理の状況】	53
1 【連結財務諸表等】	54
(1) 【連結財務諸表】	54
【連結貸借対照表】	54
【連結損益計算書】	56
【連結株主資本等変動計算書】	57
【連結キャッシュ・フロー計算書】	59
【事業の種類別セグメント情報】	86
【所在地別セグメント情報】	86
【国際業務経常収益】	86
【関連当事者との取引】	86
【連結附属明細表】	88
【社債明細表】	88
【借入金等明細表】	88
(2) 【その他】	88
2 【財務諸表等】	89
(1) 【財務諸表】	89
【貸借対照表】	89
【損益計算書】	91
【株主資本等変動計算書】	93
【附属明細表】	103
【有形固定資産等明細表】	103
【引当金明細表】	103
(2) 【主な資産及び負債の内容】	104
(3) 【その他】	104
第 6 【提出会社の株式事務の概要】	105
第 7 【提出会社の参考情報】	106
1 【提出会社の親会社等の情報】	106

2 【その他の参考情報】	106
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	107
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年6月25日
【事業年度】	第147期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
【会社名】	株式会社横浜銀行
【英訳名】	The Bank of Yokohama, Ltd.
【代表者の役職氏名】	頭取 小川 是
【本店の所在の場所】	横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
【電話番号】	（045）225 - 1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部主計室 室長 前川 洋二
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋2丁目8番2号 株式会社横浜銀行東京支店
【電話番号】	（03）3272 - 4171（大代表）
【事務連絡者氏名】	副支店長 高橋 和博
【縦覧に供する場所】	株式会社横浜銀行東京支店 （東京都中央区日本橋2丁目8番2号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
		(自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日)	(自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	253,274	260,599	246,043	260,784	317,949
連結経常利益	百万円	79,918	96,482	102,769	108,810	111,810
連結当期純利益	百万円	47,445	57,706	60,852	66,289	68,270
連結純資産額	百万円	554,926	596,886	680,342	761,677	748,348
連結総資産額	百万円	10,660,252	10,690,128	10,802,190	11,402,180	11,989,520
1株当たり純資産額	円	393.00	422.95	484.27	514.61	513.03
1株当たり当期純利益	円	40.49	42.22	43.18	47.41	49.52
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	32.71	39.64	43.08	47.28	49.43
自己資本比率	%	-	-	-	6.2	5.8
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.66	10.95	11.00	11.19	10.80
連結自己資本利益率	%	11.34	10.97	9.52	9.49	9.61
連結株価収益率	倍	15.11	15.49	22.32	18.54	13.67
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	127,085	258,759	329,590	286,041	97,986
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	243,690	147,572	55,675	270,592	141,953
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	47,101	114,290	13,547	67,163	36,953
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	547,011	543,900	256,402	204,697	211,666
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	3,685 〔4,052〕	3,696 〔3,959〕	3,745 〔3,969〕	4,015 〔4,014〕	4,349 〔4,068〕

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

5. 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。なお、平成17年度以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出してしております。

6. 連結自己資本利益率は、下記算式により算出してしております。

連結当期純利益 - 優先株式配当金総額

$$\frac{\text{連結当期純利益 - 優先株式配当金総額}}{\text{〔(期首連結純資産額 - 期首発行済優先株式数 × 発行価額) + (期末連結純資産額 - 期末発行済優先株式数 × 発行価額)〕} \div 2} \times 100$$

なお、発行済優先株式数は自己株式数を控除して算出してしております。また、連結純資産額に含まれる少数株主持分は連結純資産額から控除して算出してしております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第143期	第144期	第145期	第146期	第147期
決算年月		平成16年 3 月	平成17年 3 月	平成18年 3 月	平成19年 3 月	平成20年 3 月
経常収益	百万円	247,415	253,791	240,192	255,361	293,098
経常利益	百万円	78,697	96,218	101,166	106,861	109,874
当期純利益	百万円	47,409	57,536	60,255	65,800	66,468
資本金	百万円	188,223	214,862	215,179	215,481	215,597
発行済株式総数	千株	普通株式 1,154,928 優先株式 200,000	普通株式 1,419,977 優先株式 30,000	普通株式 1,405,303	普通株式 1,392,506	普通株式 1,370,947
純資産額	百万円	556,231	597,875	680,544	716,152	701,245
総資産額	百万円	10,509,372	10,483,610	10,536,209	11,079,951	11,625,677
預金残高	百万円	9,154,307	9,286,512	9,435,603	9,827,028	9,996,893
貸出金残高	百万円	7,948,935	7,792,435	8,124,729	8,114,450	8,578,995
有価証券残高	百万円	1,294,971	1,431,209	1,362,042	1,668,026	1,410,983
1株当たり純資産額	円	394.13	423.65	484.41	514.37	511.83
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	普通株式 5.00 第一回優先株式 5.66 第二回優先株式 9.46 (普通株式 - 第一回優先株式 - 第二回優先株式 -)	普通株式 8.50 第一回優先株式 - (普通株式 - 第一回優先株式 -)	普通株式 9.00 (普通株式 -)	普通株式 10.00 (普通株式 3.50)	普通株式 11.50 (普通株式 5.00)
1株当たり当期純利益	円	40.46	42.09	42.75	47.06	48.21
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	32.69	39.52	42.66	46.93	48.12
自己資本比率	%	-	-	-	6.4	6.0
単体自己資本比率 (国内基準)	%	10.61	10.91	10.94	11.08	10.78
自己資本利益率	%	11.39	10.91	9.42	9.42	9.37
株価収益率	倍	15.12	15.53	22.54	18.67	14.04
配当性向	%	12.53	20.84	20.98	21.19	23.70
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	2,864 〔 417〕	2,832 〔 389〕	2,905 〔 355〕	3,454 〔 367〕	3,701 〔 353〕

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、第146期(平成19年3月)から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 第147期(平成20年3月)中間配当についての取締役会決議は平成19年11月16日に行いました。

4. 第144期(平成17年3月)の1株当たり配当額のうち1.50円は特別配当であります。

5. 第145期(平成18年3月)の1株当たり配当額のうち2.00円は特別配当であります。

6. 第146期(平成19年3月)の1株当たり配当額のうち3.00円は特別配当であります。

7. 第147期(平成20年3月)の1株当たり配当額のうち1.50円は特別配当であります。

8. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

9. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

10. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

なお、平成18年3月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

11. 自己資本利益率は、下記算式により算出しております。

$$\frac{\text{当期純利益} - \text{優先株式配当金総額}}{\{(\text{期首純資産額} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末純資産額} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\}} \times 100$$

なお、発行済優先株式数は自己株式数を控除して算出しております。

12. 配当性向は、当期普通株式配当金総額を、当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額で除して算出しております。

2【沿革】

大正 9 年12月	株式会社横浜興信銀行設立。（大正 9 年12月20日設立登記、資本金100万円）
昭和 2 年12月	株式会社左右田銀行と合同。
昭和 3 年 4 月	株式会社第二銀行（前身は明治 7 年設立の横浜第二国立銀行）と合同。
昭和16年12月	一県一行主義の政府方針を受け県内 6 行（株式会社鎌倉銀行、株式会社秦野銀行、株式会社足柄農商銀行、株式会社相模銀行、株式会社平塚江陽銀行、株式会社明和銀行）と合同、神奈川県下に本店を置く唯一の普通銀行となる。
昭和32年 1 月	株式会社横浜銀行と行名を変更。
昭和36年 9 月	東京証券取引所へ上場。
昭和46年12月	第 1 次オンラインシステム稼働開始。
昭和54年 1 月	第 2 次オンラインシステム稼働開始。
昭和54年 9 月	横浜ファイナンス株式会社を設立。
昭和58年 4 月	公共債の窓口販売業務開始。
昭和58年10月	バンクカード業務開始。
昭和59年 5 月	横浜ファイナンス株式会社を浜銀ファイナンス株式会社に社名変更。
昭和59年 6 月	公共債ディーリング業務開始。
昭和64年 1 月	第 3 次オンラインシステム稼働開始。
平成 5 年 7 月	現本店竣工。
平成 9 年 4 月	中期経営計画「イノベーション21」スタート。
平成10年12月	証券投資信託の窓口販売業務開始。
平成11年 3 月	第一回優先株式700億円、第二回優先株式300億円を発行。
平成11年 4 月	執行役員制度を導入。
平成13年 4 月	損害保険の窓口販売業務開始。
平成14年10月	個人年金保険の窓口販売業務開始。
平成15年 4 月	中期経営計画「バリューアップ」スタート。
平成15年 6 月	浜銀ファイナンス株式会社の株式の一部を住商リース株式会社へ譲渡。
平成16年 7 月	第一回優先株式700億円のうち550億円を普通株式転換後市中売却。
平成16年 7 月	第二回優先株式300億円を買入消却。
平成16年 7 月	経営諮問会議を新設。
平成16年 8 月	第一回優先株式700億円の残り150億円を買入（平成17年 5 月消却）。
平成17年 4 月	中期経営計画「Go Forward!」スタート。
平成17年 6 月	証券仲介業務開始。
平成18年 3 月	株式会社北陸銀行、株式会社北海道銀行、株式会社エヌ・ティ・ティ・データとの間でシステム共同利用に関する基本契約締結。
平成18年 3 月	海外特別目的会社Yokohama Preferred Capital Cayman Limitedにて優先出資証券400億円を発行。
平成19年 4 月	中期経営計画「New Horizon」スタート。
平成19年 7 月	住商リース株式会社からの株式取得により浜銀ファイナンス株式会社を子会社化。
平成20年 1 月	連結子会社の浜銀抵当証券株式会社を吸収合併。 （平成20年 3 月末現在、国内本支店193、出張所 8、海外駐在員事務所 4）

3【事業の内容】

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、当行及び子会社14社で構成され、銀行業務を中心に、保証業務、ベンチャーキャピタル業務、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループの事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

〔銀行業〕

当行の本店ほか支店・出張所においては、地域における中小企業、個人向け業務を当行グループの中核業務と位置づけて、以下の業務に積極的に取り組んでおります。

預金又は定期積金の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引及び為替取引

債務の保証又は手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務

国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務

信託業務

前各号のほか銀行法により銀行が営むことのできる業務及び担保付社債信託法、社債等の振替に関する法律、その他の法律により銀行が営むことのできる業務

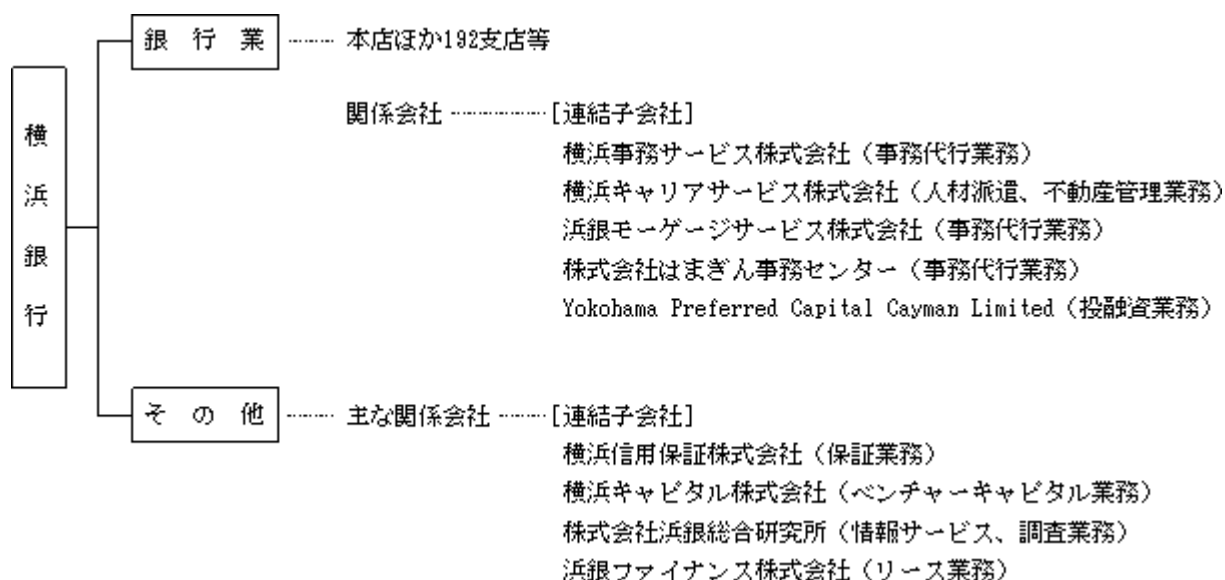
その他前各号に付帯又は関連する事項

（注） 上記の業務中「 信託業務」については現在営んでおりません。

〔その他〕

子会社において、保証業務、ベンチャーキャピタル業務、リース業務等を行っており、お客さまの幅広い金融ニーズに対応していくための業務と位置づけて、取り組んでおります。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社)									
横浜事務サービス株式会社	横浜市港北区	20	事務代行業	100	2	-	預金取引	-	-
横浜キャリアサービス株式会社	横浜市西区	30	人材派遣、不動産管理業	100	4	-	預金取引	-	-
浜銀モーゲージサービス株式会社	横浜市西区	30	事務代行業	100	3	-	預金取引	-	-
株式会社はまぎん事務センター	横浜市港北区	30	事務代行業	100	4	-	預金取引	-	-
横浜信用保証株式会社	横浜市西区	50	保証業	40	4	-	預金取引 保証取引	当行より建物の賃借	-
浜銀ファイナンス株式会社	横浜市西区	200	リース業	(51) 100	4	-	金銭貸借預金取引 リース取引	当行より建物の賃借	-
横浜キャピタル株式会社	横浜市西区	300	ベンチャーキャピタル業	(30) 65	4	-	金銭貸借預金取引	当行より建物の賃借	-
株式会社浜銀総合研究所	横浜市西区	100	情報サービス、調査業	(60) 95	(2) 3	-	預金取引	当行より建物の賃借	-
Yokohama Preferred Capital Cayman Limited	英国領西インド諸島グランドケイマン	41,000	投融資業	100	2	-	金銭貸借預金取引	-	-

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのはYokohama Preferred Capital Cayman Limitedであります。
2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書又は有価証券届出書を提出している会社はありません。
3. 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)であります。
4. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。
5. 浜銀総合管理株式会社は、平成19年12月6日に清算終了いたしました。
6. 浜銀抵当証券株式会社は、平成20年1月24日に当行が吸収合併いたしました。
7. 浜銀ファイナンス株式会社は、平成19年7月31日に株式を追加取得したことにより、持分法適用関連会社から連結子会社へ変更になりました。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成20年3月31日現在

	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	4,131 〔4,011〕	218 〔58〕	4,349 〔4,068〕

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員4,104人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成20年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
3,701 〔353〕	36.8	13.9	7,334

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員363人を含んでおりません。
- なお、取締役を兼任しない執行役員11名を含んでおります。
2. 臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当行の従業員組合は、横浜銀行従業員組合と称し、組合員数は3,552人です。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

・業績

当連結会計年度のわが国経済を振り返りますと、景気は底堅い内外需に支えられて引き続き緩やかな回復軌道をたどりました。すなわち、輸出は米国向けが弱含む一方で、欧州向けやアジア向けが増勢を維持し、さらに中東など資源国向けが大幅に増加するなど、全体として堅調に推移しました。また、企業収益が高水準で推移するなか、設備投資も増加基調を維持しました。他方、個人消費についても、雇用情勢の改善が続くなかで総じて底堅い動きを示しました。

ただ、夏場以降は、米国のサブプライム住宅ローン問題の深刻化を受けて内外の株式相場が軟調に推移し、さらに原油など原材料価格の高騰や建築基準法改正に伴う住宅投資の大幅な減退が相まって、消費者や企業経営者のマインドが慎重化しました。また年明け後は、生産活動が足踏み状態となるなど、企業部門の景気牽引力に陰りが見え始めました。

神奈川県経済につきましても、全国と同様、緩やかな景気回復が続きました。輸出がアジアなど新興国向けや中東など資源国向けを中心に増加基調で推移するとともに、企業収益の改善を背景に設備投資が増勢を維持し、また家計所得の増加を受けて個人消費も総じて底堅く推移しました。ただ、マンション販売など住宅関連分野では、夏場以降、弱い動きが見られました。

金融面では、日本銀行の追加利上げ観測を背景に、短期金利が夏場に向けて緩やかに上昇しました。一方、長期金利は、米国の長期金利上昇などを受けて、初夏にかけて一時水準を切り上げました。しかしその後は、米国のサブプライム住宅ローン問題に端を発した信用不安から安全資産としての国債に資金が流入し、長期金利は低下基調で推移しました。

このような金融経済環境のもと、「お客さま、株主、行員、地域社会にとって魅力あふれる金融機関」の実現を目指し、当行グループの強みであるリージョナル・リテール分野に経営資源を集中投下し、全力をあげて経営体質の強化と業績の伸展に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度における業績は、以下のとおりとなりました。

預金は、総合取引の推進等による拡大に努めた結果、当連結会計年度中に1,670億円増加し、当連結会計年度末残高は9兆9,643億円となりました。このうち、定期性預金は当連結会計年度中に1,970億円増加し、当連結会計年度末残高は3兆2,943億円となりました。

貸出金は、個人・企業ともに取引拡大に努めた結果、当連結会計年度中に4,036億円増加し、当連結会計年度末残高は8兆5,186億円となりました。

有価証券は、当連結会計年度中に2,621億円減少し、当連結会計年度末残高は1兆4,081億円となりました。

総資産は、当連結会計年度中に5,874億円増加し、当連結会計年度末残高は11兆9,895億円となりました。

損益につきましては、貸出金利息を中心に資金運用収益が大幅に増加したことから、経常収益は前連結会計年度に比べ571億6千5百万円増加し、3,179億4千9百万円となりました。一方、経常費用は、預金利息を中心に資金調達費用が大幅に増加したことなどから、前連結会計年度に比べ541億6千6百万円増加し、2,061億3千9百万円となりました。

以上により、当連結会計年度は、経常利益が前連結会計年度に比べ30億円増加し、1,118億1千万円、当期純利益が前連結会計年度に比べ19億8千1百万円増加し、682億7千万円となりました。

また、当連結会計年度末の国内基準による連結自己資本比率は、10.80%となりました。

なお、「業績等の概要」に記載している当行及び国内連結子会社の課税取引については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

・キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、貸出金の大幅増加などにより979億8千6百万円の支出（前連結会計年度は2,860億4千1百万円の収入）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有価証券の売却や償還などにより1,419億5千3百万円の収入（前連結会計年度は2,705億9千2百万円の支出）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、自己株式の取得や配当金支払などにより369億5千3百万円の支出（前連結会計年度は671億6千3百万円の支出）となりました。

この結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ69億6千9百万円増加し、2,116億6千6百万円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当連結会計年度の資金運用収支は、前連結会計年度比174億13百万円増加して1,844億82百万円、役務取引等収支は、前連結会計年度比18億89百万円減少して412億21百万円、特定取引収支は、前連結会計年度比1億9百万円増加して9億56百万円、その他業務収支は、前連結会計年度比15億50百万円減少して82億48百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	165,856	1,213	-	167,069
	当連結会計年度	183,268	1,213	-	184,482
うち資金運用収益	前連結会計年度	184,117	1,213	1,213	184,117
	当連結会計年度	224,419	1,213	1,213	224,419
うち資金調達費用	前連結会計年度	18,260	-	1,213	17,047
	当連結会計年度	41,151	-	1,213	39,937
役務取引等収支	前連結会計年度	43,114	4	-	43,110
	当連結会計年度	41,224	3	-	41,221
うち役務取引等収益	前連結会計年度	51,793	0	-	51,793
	当連結会計年度	50,961	-	-	50,961
うち役務取引等費用	前連結会計年度	8,679	4	-	8,683
	当連結会計年度	9,736	3	-	9,740
特定取引収支	前連結会計年度	847	-	-	847
	当連結会計年度	956	-	-	956
うち特定取引収益	前連結会計年度	884	-	-	884
	当連結会計年度	981	-	-	981
うち特定取引費用	前連結会計年度	36	-	-	36
	当連結会計年度	24	-	-	24
その他業務収支	前連結会計年度	9,798	-	-	9,798
	当連結会計年度	8,248	-	-	8,248
うちその他業務収益	前連結会計年度	12,487	-	-	12,487
	当連結会計年度	31,153	-	-	31,153
うちその他業務費用	前連結会計年度	2,689	-	-	2,689
	当連結会計年度	22,904	-	-	22,904

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。

「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(2) 国内・海外別資金運用 / 調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は、貸出金及び預け金を中心に前連結会計年度比5,425億72百万円増加して10兆5,653億79百万円となりました。受取利息は前連結会計年度比403億2百万円増加して2,244億19百万円となり、この結果、利回りは前連結会計年度比0.29%上昇して2.12%となりました。

一方、資金調達勘定の平均残高は、預金を中心に前連結会計年度比5,866億88百万円増加して10兆2,940億12百万円となりました。支払利息は前連結会計年度比228億90百万円増加して399億37百万円となり、この結果、利回りは前連結会計年度比0.21%上昇して0.38%となりました。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	10,023,807	184,117	1.83
	当連結会計年度	10,566,379	224,419	2.12
うち貸出金	前連結会計年度	8,207,022	160,238	1.95
	当連結会計年度	8,368,084	184,885	2.20
うち有価証券	前連結会計年度	1,288,919	14,464	1.12
	当連結会計年度	1,389,795	17,376	1.25
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	76,051	1,730	2.27
	当連結会計年度	155,663	5,908	3.79
うち買入金銭債権	前連結会計年度	305,207	3,202	1.04
	当連結会計年度	309,276	4,463	1.44
うち預け金	前連結会計年度	110,968	2,022	1.82
	当連結会計年度	308,730	7,738	2.50
資金調達勘定	前連結会計年度	9,748,325	18,260	0.18
	当連結会計年度	10,335,019	41,151	0.39
うち預金	前連結会計年度	9,330,582	12,039	0.12
	当連結会計年度	9,683,088	27,103	0.27
うち譲渡性預金	前連結会計年度	108,189	186	0.17
	当連結会計年度	250,389	1,506	0.60
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	205,688	586	0.28
	当連結会計年度	263,557	1,459	0.55
うち借入金	前連結会計年度	56,618	1,479	2.61
	当連結会計年度	97,770	1,584	1.62

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前連結会計年度	41,001	1,213	2.95
	当連結会計年度	41,006	1,213	2.95
うち貸出金	前連結会計年度	41,000	1,213	2.96
	当連結会計年度	41,000	1,213	2.96
うち有価証券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち買入金銭債権	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	1	-	-
	当連結会計年度	6	-	-
資金調達勘定	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち譲渡性預金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-

（注）１．海外連結子会社の平均残高は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

２．「海外」とは、海外連結子会社であります。

３．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り （％）
		小計	相殺消去額 （ ）	合計	小計	相殺消去額 （ ）	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	10,064,808	42,001	10,022,807	185,330	1,213	184,117	1.83
	当連結会計年度	10,607,386	42,006	10,565,379	225,633	1,213	224,419	2.12
うち貸出金	前連結会計年度	8,248,022	41,000	8,207,022	161,451	1,213	160,238	1.95
	当連結会計年度	8,409,084	41,000	8,368,084	186,098	1,213	184,885	2.20
うち有価証券	前連結会計年度	1,288,919	1,000	1,287,919	14,464	-	14,464	1.12
	当連結会計年度	1,389,795	1,000	1,388,795	17,376	-	17,376	1.25
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	76,051	-	76,051	1,730	-	1,730	2.27
	当連結会計年度	155,663	-	155,663	5,908	-	5,908	3.79
うち買入金銭債権	前連結会計年度	305,207	-	305,207	3,202	-	3,202	1.04
	当連結会計年度	309,276	-	309,276	4,463	-	4,463	1.44
うち預け金	前連結会計年度	110,969	1	110,968	2,022	-	2,022	1.82
	当連結会計年度	308,737	6	308,730	7,738	-	7,738	2.50
資金調達勘定	前連結会計年度	9,748,325	41,001	9,707,324	18,260	1,213	17,047	0.17
	当連結会計年度	10,335,019	41,006	10,294,012	41,151	1,213	39,937	0.38
うち預金	前連結会計年度	9,330,582	1	9,330,581	12,039	-	12,039	0.12
	当連結会計年度	9,683,088	6	9,683,081	27,103	-	27,103	0.27
うち譲渡性預金	前連結会計年度	108,189	-	108,189	186	-	186	0.17
	当連結会計年度	250,389	-	250,389	1,506	-	1,506	0.60
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	205,688	-	205,688	586	-	586	0.28
	当連結会計年度	263,557	-	263,557	1,459	-	1,459	0.55
うち借入金	前連結会計年度	56,618	41,000	15,618	1,479	1,213	265	1.70
	当連結会計年度	97,770	41,000	56,770	1,584	1,213	371	0.65

（注）１．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

２．「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は、前連結会計年度比 8 億32百万円減少して509億61百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、前連結会計年度比10億57百万円増加して97億40百万円となりました。

この結果、役務取引等収支は、前連結会計年度比18億89百万円減少して412億21百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	51,793	0	-	51,793
	当連結会計年度	50,961	-	-	50,961
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	18,462	-	-	18,462
	当連結会計年度	18,658	-	-	18,658
うち為替業務	前連結会計年度	11,531	-	-	11,531
	当連結会計年度	11,337	-	-	11,337
うち証券関連業務	前連結会計年度	8,956	-	-	8,956
	当連結会計年度	9,133	-	-	9,133
うち代理業務	前連結会計年度	1,441	-	-	1,441
	当連結会計年度	1,276	-	-	1,276
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	1,880	-	-	1,880
	当連結会計年度	1,864	-	-	1,864
うち保証業務	前連結会計年度	3,763	-	-	3,763
	当連結会計年度	3,932	-	-	3,932
役務取引等費用	前連結会計年度	8,679	4	-	8,683
	当連結会計年度	9,736	3	-	9,740
うち為替業務	前連結会計年度	1,955	-	-	1,955
	当連結会計年度	2,003	-	-	2,003

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

当連結会計年度の特定取引収益は、商品有価証券収益が前連結会計年度比 1 億71百万円減少し、その他の特定取引収益が前連結会計年度比 2 億67百万円増加した結果、9 億81百万円となりました。

一方、特定取引費用は、特定金融派生商品費用が前連結会計年度比12百万円減少して24百万円となりました。

この結果、特定取引収支は、前連結会計年度比 1 億 9 百万円増加して 9 億56百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	884	-	-	884
	当連結会計年度	981	-	-	981
商品有価証券収益	前連結会計年度	702	-	-	702
	当連結会計年度	531	-	-	531
その他の特定取引収益	前連結会計年度	182	-	-	182
	当連結会計年度	449	-	-	449
特定取引費用	前連結会計年度	36	-	-	36
	当連結会計年度	24	-	-	24
特定金融派生商品費用	前連結会計年度	36	-	-	36
	当連結会計年度	24	-	-	24

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

特定取引資産・負債の内訳(末残)

当連結会計年度の特定取引資産は、その他の特定取引資産を中心に前連結会計年度比309億57百万円減少して514億80百万円となりました。

一方、特定取引負債は、特定金融派生商品を中心に前連結会計年度比 7 億15百万円減少して19億54百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度	82,437	-	-	82,437
	当連結会計年度	51,480	-	-	51,480
商品有価証券	前連結会計年度	18,848	-	-	18,848
	当連結会計年度	11,624	-	-	11,624
商品有価証券派生商品	前連結会計年度	2	-	-	2
	当連結会計年度	7	-	-	7
特定金融派生商品	前連結会計年度	2,615	-	-	2,615
	当連結会計年度	1,869	-	-	1,869
その他の特定取引資産	前連結会計年度	60,969	-	-	60,969
	当連結会計年度	37,978	-	-	37,978
特定取引負債	前連結会計年度	2,669	-	-	2,669
	当連結会計年度	1,954	-	-	1,954
商品有価証券派生商品	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	46	-	-	46
特定金融派生商品	前連結会計年度	2,669	-	-	2,669
	当連結会計年度	1,908	-	-	1,908

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	9,797,331	-	3	9,797,327
	当連結会計年度	9,964,381	-	10	9,964,371
流動性預金	前連結会計年度	6,565,449	-	-	6,565,449
	当連結会計年度	6,455,277	-	-	6,455,277
定期性預金	前連結会計年度	3,097,321	-	-	3,097,321
	当連結会計年度	3,294,349	-	-	3,294,349
その他	前連結会計年度	134,560	-	3	134,556
	当連結会計年度	214,754	-	10	214,744
譲渡性預金	前連結会計年度	69,894	-	-	69,894
	当連結会計年度	155,456	-	-	155,456
総合計	前連結会計年度	9,867,225	-	3	9,867,222
	当連結会計年度	10,119,838	-	10	10,119,828

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

4. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成19年 3月31日		平成20年 3月31日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	8,115,015	100.00	8,518,650	100.00
製造業	914,756	11.27	913,358	10.72
農業	6,119	0.08	4,963	0.06
林業	27	0.00	49	0.00
漁業	6,006	0.07	6,280	0.07
鉱業	4,061	0.05	4,406	0.05
建設業	313,721	3.87	324,623	3.81
電気・ガス・熱供給・水道業	12,030	0.15	13,257	0.16
情報通信業	72,095	0.89	74,354	0.87
運輸業	344,039	4.24	350,788	4.12
卸売・小売業	676,525	8.34	698,654	8.20
金融・保険業	217,584	2.68	296,049	3.48
不動産業	1,107,946	13.65	1,131,620	13.28
各種サービス業	912,245	11.24	861,954	10.12
地方公共団体	80,292	0.99	109,759	1.29
その他	3,447,567	42.48	3,728,532	43.77
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	8,115,015	-	8,518,650	-

(注) 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高（国別）

「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げることとしておりますが、平成19年３月31日現在及び平成20年３月31日現在の外国政府等向け債権残高は該当ありません。

(7) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	770,116	-	-	770,116
	当連結会計年度	593,833	-	-	593,833
地方債	前連結会計年度	68,488	-	-	68,488
	当連結会計年度	77,777	-	-	77,777
短期社債	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-
社債	前連結会計年度	458,712	-	-	458,712
	当連結会計年度	465,939	-	-	465,939
株式	前連結会計年度	280,874	-	-	280,874
	当連結会計年度	204,490	-	-	204,490
その他の証券	前連結会計年度	93,083	-	1,000	92,083
	当連結会計年度	67,059	-	1,000	66,059
合計	前連結会計年度	1,671,276	-	1,000	1,670,276
	当連結会計年度	1,409,100	-	1,000	1,408,100

(注) １．「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

２．「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

３．「相殺消去額」には、当行及び子会社間の資本連結等に伴い相殺消去した金額を記載しております。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 . 損益状況 (単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	211,761	224,144	12,383
経費 (除く臨時処理分) ()	90,139	97,109	6,970
人件費 ()	32,736	36,178	3,442
物件費 ()	51,035	54,347	3,312
税金 ()	6,367	6,583	216
実質業務純益	121,622	127,035	5,413
一般貸倒引当金繰入額 ()	1,683	4,502	2,819
業務純益	119,938	122,532	2,594
うち債券関係損益	280	374	94
臨時損益	13,077	12,658	419
不良債権処理額 ()	17,709	13,530	4,179
貸出金償却 ()	16,001	14,219	1,782
個別貸倒引当金繰入額 ()	1,501	982	2,483
延滞債権等売却損 ()	147	176	29
その他 ()	59	116	57
株式等関係損益	6,947	3,367	3,580
その他の臨時損益	2,315	2,495	180
経常利益	106,861	109,874	3,013
特別損益	2,076	659	1,417
固定資産処分損益	1,411	302	1,109
減損損失 ()	24	-	24
償却債権取立益	3,513	2,624	889
その他	-	1,662	1,662
税引前当期純利益	108,938	110,533	1,595
法人税、住民税及び事業税 ()	38,482	48,440	9,958
法人税等調整額 ()	4,654	4,375	9,029
当期純利益	65,800	66,468	668
与信費用 ()	19,393	18,032	1,361
実質与信費用 ()	15,879	15,408	471

(注) 1 . 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

2 . 実質業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分)

3 . 業務純益 = 実質業務純益 - 一般貸倒引当金繰入額

4 . 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

5 . 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

6 . 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

7 . 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

8 . 与信費用 = 不良債権処理額 + 一般貸倒引当金繰入額

9 . 実質与信費用 = 与信費用 - 償却債権取立益

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
給料・手当	28,303	31,390	3,087
退職給付費用	3,050	3,088	38
福利厚生費	326	367	41
減価償却費	9,247	11,509	2,262
土地建物機械賃借料	5,453	5,770	317
営繕費	412	414	2
消耗品費	1,279	1,570	291
給水光熱費	1,256	1,280	24
旅費	150	175	25
通信費	1,147	1,219	72
広告宣伝費	1,016	1,439	423
租税公課	6,367	6,583	216
その他	34,729	35,237	508
計	92,742	100,048	7,306

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2. 利鞘 (国内業務部門) (単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.78	1.99	0.21
(イ) 貸出金利回	1.94	2.19	0.25
(ロ) 有価証券利回	1.02	1.20	0.18
(2) 資金調達原価	1.01	1.17	0.16
(イ) 預金等利回	0.09	0.23	0.14
(ロ) 外部負債利回	0.34	0.50	0.16
(3) 総資金利鞘 -	0.77	0.82	0.05

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」= コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE (単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
実質業務純益ベース	17.41	17.92	0.51
業務純益ベース	17.17	17.28	0.11
当期純利益ベース	9.42	9.37	0.05

4. 預金・貸出金の状況（単体）

（1）預金・貸出金の残高

	前事業年度 （百万円）（A）	当事業年度 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
預金（未残）	9,827,028	9,996,893	169,865
預金（平残）	9,358,883	9,712,951	354,068
貸出金（未残）	8,114,450	8,578,995	464,545
貸出金（平残）	8,206,524	8,415,820	209,296

（2）預金者別預金残高（国内）

	前事業年度 （百万円）（A）	当事業年度 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
個人	7,325,840	7,559,083	233,243
法人	1,908,690	1,830,363	78,327
公金	496,025	474,489	21,536
金融機関	96,471	125,742	29,271
合計	9,827,028	9,989,679	162,651

（注） 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

（3）消費者ローン残高

	前事業年度 （百万円）（A）	当事業年度 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
消費者ローン残高	3,442,358	3,724,054	281,696
住宅ローン残高	3,108,063	3,383,278	275,215
その他ローン残高	334,295	340,776	6,481

（4）中小企業等貸出金

		前事業年度 （A）	当事業年度 （B）	増減 （B） - （A）
中小企業等貸出金残高	百万円	6,627,181	6,926,323	299,142
総貸出金残高	百万円	8,114,450	8,578,995	464,545
中小企業等貸出金比率	/ %	81.67	80.74	0.93
中小企業等貸出先件数	件	379,201	387,701	8,500
総貸出先件数	件	380,184	388,732	8,548
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.74	99.73	0.01

（注） 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

５．債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数（件）	金額（百万円）	口数（件）	金額（百万円）
手形引受	8	89	5	74
信用状	241	3,449	180	3,254
保証	2,059	113,547	1,930	105,193
計	2,308	117,086	2,115	108,522

６．内国為替の状況（単体）

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数（千口）	金額（百万円）	口数（千口）	金額（百万円）
送金為替	各地へ向けた分	62,901	61,529,616	62,379	68,484,472
	各地より受けた分	67,960	70,533,676	68,576	77,594,020
代金取立	各地へ向けた分	64	117,476	64	120,114
	各地より受けた分	104	228,594	109	221,530

７．外国為替の状況（単体）

区分		前事業年度	当事業年度
		金額（百万米ドル）	金額（百万米ドル）
仕向為替	売渡為替	21,833	30,492
	買入為替	203	165
被仕向為替	支払為替	22,691	30,256
	取立為替	221	230
合計		44,950	61,144

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用し、またオペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成19年3月31日	平成20年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	215,481	215,597
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	177,097	177,213
	利益剰余金	226,678	261,520
	自己株式()	205	705
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()	9,288	9,129
	その他有価証券の評価差損()	-	-
	為替換算調整勘定	-	-
	新株予約権	-	-
	連結子法人等の少数株主持分	44,936	45,410
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	40,000	40,000
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	587	399
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	8,815	8,488
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()	27,965	28,985
	計 (A)	617,332	652,033
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注)1	40,000	40,000
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	24,451	24,417
	一般貸倒引当金	1	184
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-
	負債性資本調達手段等	42,000	40,000
	うち永久劣後債務(注)2	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注)3	42,000	40,000
	計	66,452	64,602
	うち自己資本への算入額 (B)	66,452	64,602
控除項目	控除項目(注)4 (C)	39,177	39,203
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	644,608	677,431
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	5,147,076	5,625,350
	オフ・バランス取引等項目	195,563	225,490
	信用リスク・アセットの額 (E)	5,342,640	5,850,841
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	414,859	421,591
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	33,188	33,727
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が 新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額 (H)	-	-
	計 (E) + (F) + (H) (I)	5,757,499	6,272,432
連結自己資本比率(国内基準) = D / I × 100 (%)		11.19	10.80
(参考) Tier 1 比率 = A / I × 100 (%)		10.72	10.39

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成19年3月31日 金額(百万円)	平成20年3月31日 金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	215,481	215,597
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	177,097	177,213
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	38,384	38,384
	その他利益剰余金	188,374	221,426
	その他	40,220	40,220
	自己株式()	205	705
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()	9,270	9,126
	その他有価証券の評価差損()	-	-
	新株予約権	-	-
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	8,815	8,488
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()	33,834	34,407
	計 (A)	607,432	640,115
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注)1	40,000	40,000
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	24,451	24,417
	一般貸倒引当金	0	0
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-
	負債性資本調達手段等	42,000	40,000
	うち永久劣後債務(注)2	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注)3	42,000	40,000
	計	66,451	64,418
控除項目	うち自己資本への算入額 (B)	66,451	64,418
	控除項目(注)4 (C)	41,293	43,780
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	632,590	660,753
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	5,135,943	5,514,854
	オフ・バランス取引等項目	167,134	201,481
	信用リスク・アセットの額 (E)	5,303,077	5,716,335
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (F)	402,527	408,008
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	32,202	32,640
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が 新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額 (H)	-	-
	計 (E) + (F) + (H) (I)	5,705,604	6,124,344
単体自己資本比率(国内基準) = D / I × 100 (%)		11.08	10.78
(参考) Tier 1 比率 = A / I × 100 (%)		10.64	10.45

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

() 優先出資証券の概要

連結自己資本比率(国内基準)及び単体自己資本比率(国内基準)における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

発行体	Yokohama Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし。 ただし、平成28年7月以降のいずれかの配当支払日に、発行体はその裁量により、事前の通知を行うことで、本優先出資証券の全額又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認を必要とする。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当。ただし、平成28年7月以降については、変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付与される。
発行総額	400億円(1口当たり10,000,000円)
払込日	平成18年3月28日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日(初回配当支払日は平成18年7月25日) 該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。
配当停止条件	配当は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度において、当行最優先株式に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、当行が発行会社に対して配当不払指示を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が、清算期間中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限もしくは分配制限の適用又は監督期間配当指示もしくは配当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。
強制配当事由	平成18年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降のある事業年度について、当行が当行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。)。ただし、強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示又は配当減額指示がなされているかどうかには関わりなく実施される(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。) (1) 支払不能証明書が交付されていないこと (2) 分配制限に服すること (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来する場合には、監督期間配当指示に服すること (4) 当該配当支払日が清算期間中に到来するものでないこと
残余財産分配請求額	1口当たり10,000,000円

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成19年3月31日	平成20年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	191	262
危険債権	1,326	1,132
要管理債権	537	518
正常債権	82,845	87,443

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

(1) 対処すべき課題

金融界におきましては、メガバンクや流通系銀行のリテールマーケットへの積極攻勢に加え、規制緩和の進展や株式会社ゆうちょ銀行の発足などにより、各金融機関による競争は業態を超えて激しくなっております。さらに、地域金融機関につきましては、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の活性化・金融の円滑化という役割を果たすことがいっそう求められております。

このような環境のなか、当行は平成19年4月に、中期経営計画「New Horizon」を策定し、その目標達成に向けた諸施策に取り組んでおります。この計画では、お客さまのニーズに的確にお応えするための「提携を活用した機能拡充」、高度なコンサルティング能力を持った行員を育成するための「人材投資の強化」、当行が選ばれる銀行になるための「横浜ブランドの確立」の3つを基本テーマとしております。このうち、「横浜ブランドの確立」につきましては、平成19年10月よりブランドシンボルとブランドスローガンを新たに制定するとともに、店舗リニューアルを行うなど、新しいブランド戦略への取り組みを開始しました。

これら3つの基本テーマに対し経営資源を重点的に配分することで、業態を超えた厳しい競争に打ち勝ち、長期的には「お客さま、株主、行員、地域社会にとって魅力あふれる金融機関」となることを目指してまいります。

(2) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆さまにより、自由で活発な取引をいただいております。よって、当行の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当行株式の自由な取引により決定されるべきであると考えております。

このような認識の下、当行は、株主共同の利益を中長期的に維持・向上させるため、経営の効率性・収益性を高め、株主還元を積極的に行うことを通じて企業価値の最大化に取り組んでおります。

なお、上記の考え方に照らして不適切な者によって当行の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み、すなわち買収防衛策は導入しておりませんが、現在の経営方針を徹底し、株主の皆さまをはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係を確立していくことが、買収防衛にとって重要であると考えております。

4【事業等のリスク】

当行又は当行グループ（以下、本項目においては「当行」と総称）の経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末（平成20年3月31日）現在において当行が判断したものであります。

(1) 会社がとっている経営方針に係るもの

リージョナル・リテール分野への集中について

当行は、地域に密着したリテール戦略に軸足を置いた営業施策を展開しており、預金・貸出金とも中小企業、個人及び地方公共団体を中心に神奈川県内の比率が高くなっております。神奈川県内の経済情勢につきましては、稠密な店舗ネットワークを活かし情報収集に努めることによりリスク管理を徹底しておりますが、神奈川県経済の動向により当行の預金量並びに貸出金額及び不良債権額が変動し、当行の業績に影響を与える可能性があります。

中小企業等に対する貸出金について

当行は、地域の中小企業・個人向け貸出の増強に継続して取り組んでいることから、中小企業・個人向け貸出の比率は高い水準を維持しております。中小企業・個人向け貸出は、小口化によりリスクの分散を図っておりますが、中小企業の業績や担保不動産の価格、個人の家計等の動向により当行の業績に影響を与える可能性があります。

他の金融機関・他の業態との競合について

当行は、神奈川県及び東京西南部という成長性の高いマーケットの中で確固たる営業基盤を築いてきておりますが、他の金融機関が当行の営業地盤において今後さらに積極的な営業展開を進めることにより、あるいは他の業態が当行の事業分野に新たに参入することにより競争が激化する可能性があります。

(2) 財政状態及び経営成績の変動に係るもの

銀行の経営成績は、市中金利による影響が大きい貸出金利回りと預金金利回りの差（預貸金利回り差）、景気動向による影響が大きい不良債権の償却・引当状況及び保有株式の価格動向などにより大きく変動いたします。

不良債権について

当行は、厳格な自己査定の実施に基づく不良債権処理の徹底と、大口融資先の削減による小口分散化を進めてきておりますが、当行の不良債権残高及び不良債権処理額は、マクロ経済特に神奈川県経済の動向、不動産価格及び株価の変動、当行融資先の経営状況の変動などにより影響を受ける可能性があります。

また、予想損失率を上回る貸倒れが発生した場合、又は、当行の自己査定結果と関係当局の検査・考査における査定結果が異なる場合、追加的な引当てを実施する必要性が生じる可能性があります。

有価証券の評価損益について

当行は、持合い株式の売却を他行に先駆けて実施し株式保有額を圧縮するとともに、債券ポートフォリオにおける平均残存年数の適正化を図ることにより、株価・金利変動リスクを管理してまいりましたが、今後株価や債券価格の大幅な下落が生じた場合には、当行の業績及び自己資本比率に影響を受ける可能性があります。

退職給付債務について

年金資産の運用利回りが低下した場合や、割引率等予定給付債務計算の前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合などには、退職給付債務が増加することにより、将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を与える可能性があります。

デリバティブ取引について

当行は、当行の資産・負債構造の管理（ALM）や相場変動リスク等のヘッジ目的に加え、お客さまに対する各種のリスクヘッジ手段の提供や当行の収益増強のため、デリバティブ取引に取り組んでおります。デリバティブ取引にはリスクが伴うことに留意し、当行の体力やリスク管理体制の範囲内でコントロール可能なリスク量となるようにリスク管理を心がけておりますが、金利や為替に関し想定を超える変動が生じた場合は、当行の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 特定の取引先等への高い依存度に係るもの

当行は、従来より貸出金の小口分散化を進めてきており、特定の大口貸出先への大きな偏りもなく、幅広く分散した内容となっておりますが、当行の貸出ポートフォリオのなかで不動産業及び建設業に対する貸出金残高及び不良債権残高が占める割合は、他の業種に比べて多くなっております。今後不動産業及び建設業の経営環境が悪化した場合は、当行の貸出金額や不良債権額に影響を与える可能性があります。

(4) 特有の法的規制等に係るもの

銀行の経営成績は、法的規制、会計等の方針及び金融政策などの変更により、影響を受ける可能性があります。
自己資本比率規制について

当行は、国内基準を採用しており、4%以上の自己資本比率を維持することが求められております。当行の自己資本比率は、現在のところこの最低基準を大幅に上回っておりますが、資本金、利益剰余金、保有有価証券の評価差損等の増減、劣後債務の増減及びリスク・アセット等の変動などにより影響を受けます。

なお、平成19年3月期末よりパーゼル が適用され、信用リスクについて「基礎的内部格付手法」、オペレーショナル・リスクについて「粗利益配分手法」を採用して、リスク・アセット等及び自己資本比率を算出しております。

税効果会計について

繰延税金資産は、現時点の会計基準に基づき計上しておりますが、今後会計基準に何らかの変更があり、繰延税金資産の計上に何らかの制限が課された場合、あるいは繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断される場合は、当行の繰延税金資産は減額され、その結果、当行の業績並びに自己資本比率に影響を及ぼす可能性があります。

なお、平成17年12月に金融庁より大手行を対象とした自己資本比率規制における繰延税金資産の算入の適正化に関する公示が公布されておりますが、現時点で地方銀行は対象外であります。仮に地方銀行が対象となっても、当行の現状に照らして影響はないと考えておりますが、その内容によっては当行の業績並びに自己資本比率に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 重要な訴訟事件等の発生に係るもの

現在特に記載すべき事項はありませんが、今後の事業活動の過程で訴訟を提起される可能性があります。

(6) 役員、従業員、大株主、関係会社等に関する重要事項に係るもの

特に記載すべき事項はありません。

(7) その他

情報漏洩リスクについて

平成17年4月の個人情報保護法施行により、個人情報の取り扱いが厳格化され、罰則規定が設けられました。当行では、お客さまに関するデータの漏洩、不正、悪用等がないよう最大限の努力を払っておりますが、万一そのようなことがおこった場合には、当行のレピュテーションリスクが顕在化し、お客さまの経済的・精神的損害に対する賠償など直接的な損害が発生する可能性があります。

コンプライアンスに係るリスクについて

当行では、各種法令諸規則が遵守されるよう、役職員に対するコンプライアンスの徹底を行っておりますが、これら法令諸規則が遵守されなかった場合には、当行の業務運営や業績に影響を及ぼす可能性があります。

金融犯罪に係るリスク

キャッシュカードの偽造・盗難をはじめとする金融機関を狙った犯罪が多発しております。このような状況を踏まえ、当行では、金融犯罪による被害発生を未然に防止するため、セキュリティ強化に向けた取り組みを行っております。しかしながら、高度化する金融犯罪の発生により、被害に遭われたお客さまに対し多額の補償を行う場合、並びに未然防止の対策に多額の費用が必要となる場合には、当行の経費負担が増大し、当行の業績又は財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

その他リスク

外部格付機関が当行の格付けを引き下げた場合、銀行業界に関するメディアの報道により当行の信用が傷ついた場合、国内の他の金融機関の信用が著しく悪化しリスクプレミアムが生じた場合、当行の資金・資本調達及び業績に悪影響を与える可能性があります。

当行は、これらの他にも事務リスク、システムリスク、決済リスクなど様々なリスクがありうることを認識し、それらを可能な限り防止、分散あるいは回避するよう努めております。しかしながら、政治経済情勢、法的規制及び自然災害その他当行の支配の及ばない事態の発生により、当行の業績又は財政状態に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

当連結会計年度における財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

（財政状態）

資産、負債等の状況

預金は、当連結会計年度中に1,670億円増加しましたが、その要因は、主に個人預金（単体）が2,332億円増加したことによるものです。

貸出金は、当連結会計年度中に4,036億円増加しましたが、その要因は、主に個人向け貸出（単体）が2,817億円増加したことによるものです。

有価証券は、当連結会計年度中に2,621億円減少しましたが、その要因は、主に国債が1,763億円減少したことによるものです。

総資産は、当連結会計年度中に5,874億円増加し、当連結会計年度末残高は11兆9,895億円となりました。

○ 連結自己資本比率

	前連結会計年度末（％）	当連結会計年度末（％）
連結自己資本比率	11.19	10.80
T i e r 1比率	10.72	10.39

（注）連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は国内基準を採用しております。

（経営成績）

経常収益

資金運用収益は、貸出金利回りの上昇や住宅ローンをはじめとした貸出金の増加などにより、前連結会計年度に比べ403億円増加しました。

役務取引等収益は、年度後半の市場環境の悪化に伴う投資型商品販売手数料の減少などにより、前連結会計年度に比べ8億円減少しました。

その他業務収益は、当連結会計年度より子会社となった浜銀ファイナンス株式会社のリース収入が計上されたことなどにより、前連結会計年度に比べ187億円増加しました。

この結果、経常収益は、前連結会計年度に比べ572億円増加（+21.9%）しました。

経常費用

資金調達費用は、預金利回りの上昇などにより、前連結会計年度に比べ229億円増加しました。

その他業務費用は、当連結会計年度より子会社となった浜銀ファイナンス株式会社のリース原価が計上されたことなどにより、前連結会計年度に比べ203億円増加しました。

営業経費は、人件費（含む臨時退職給付費用）が増加したことなどにより、前連結会計年度に比べ79億円増加しました。

この結果、経常費用は、前連結会計年度に比べ542億円増加（+35.6%）しました。

経常利益

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は、前連結会計年度に比べ30億円増加（+2.7%）し、1,118億円となりました。

特別損益及び当期純利益

特別利益は48億円となりましたが、このうち主なものは償却債権取立益44億円です。

特別損失は23億円となりましたが、このうち主なものは固定資産処分損6億円です。

この結果、当期純利益は、前連結会計年度に比べ20億円増加（+2.9%）し、682億円となりました。

○ 損益の概要

	前連結会計年度 (百万円)(A)	当連結会計年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
連結粗利益	220,826	234,909	14,083
資金利益	167,069	184,482	17,413
役務取引等利益	43,110	41,221	1,889
特定取引利益	847	956	109
その他業務利益	9,798	8,248	1,550
営業経費()	94,587	102,498	7,911
与信費用()	25,087	24,101	986
貸出金償却()	19,777	17,647	2,130
個別貸倒引当金繰入額()	2,504	931	1,573
一般貸倒引当金繰入額()	2,580	5,193	2,613
その他()	224	329	105
株式等関係損益	7,419	3,106	4,313
持分法による投資損益	578	215	363
その他	339	179	518
経常利益	108,810	111,810	3,000
特別損益	3,298	2,524	774
税金等調整前当期純利益	112,109	114,335	2,226
法人税、住民税及び事業税()	39,686	50,020	10,334
法人税等調整額()	4,574	5,642	10,216
少数株主利益()	1,558	1,686	128
当期純利益	66,289	68,270	1,981
実質与信費用()	20,351	19,629	722

(注) 1. 「連結粗利益」は、(資金運用収益-資金調達費用)+(役務取引等収益-役務取引等費用)+(特定取引収益-特定取引費用)+(その他業務収益-その他業務費用)で算出しております。

2. 「実質与信費用」は、償却債権取立益を含んでおります。

(キャッシュ・フローの状況)

営業活動によるキャッシュ・フローは、979億円の支出となりましたが、その要因は、主に貸出金増加によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、1,419億円の収入となりましたが、その要因は、主に有価証券の売却や償還によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、369億円の支出となりましたが、その要因は、主に自己株式の取得や配当金支払などによるものです。

この結果、当連結会計年度末における、現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ70億円増加し、2,116億円となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 銀行業

当連結会計年度における当行の設備投資につきましては、お客さまの利便性向上及び業務の一層の効率化を図るための店舗新設、事務機器投資等を行いました。

この結果、当連結会計年度における当行の設備投資の総額は92億円となりました。

(2) その他

重要なものではありません。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(1) 銀行業

(平成20年3月31日現在)

	店舗名 その他	所在地	設備の内容	土 地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
				面積(㎡)	帳簿価額(百万円)				
当行	本店 他175店	神奈川県	店舗	76,547 (9,422)	50,819	12,210	4,234	67,264	3,299
	東京支店 他19店	東京都	店舗	1,934 (-)	3,247	2,222	521	5,991	357
	前橋支店 他 2 店	群馬県	店舗	1,653 (372)	94	91	18	204	26
	名古屋支店	愛知県	店舗	- (-)	-	23	6	29	9
	大阪支店	大阪府	店舗	- (-)	-	15	8	24	10
	事務 センター	神奈川県 横浜市	事務 センター	6,519 (-)	9,788	3,726	2,212	15,727	-
	藤沢寮、大和総 合グランド他	神奈川県	社宅・寮 厚生施設等	49,687 (674)	22,958	19,552	4,215	46,726	-

(2) その他

重要なものではありません。

(注) 1. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め4,706百万円であります。

2. 動産は、事務機械6,121百万円、その他5,095百万円であります。

3. 当行の店舗外現金自動設備396か所、海外駐在員事務所4か所は上記に含めて記載しております。

4. 上記の他、リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

	事業の別	店舗名その他	所在地	設備の内容	従業員数 (人)	年間リース料 (百万円)
当行	銀行業	本店他	神奈川県横浜市他	車両	-	226

3【設備の新設、除却等の計画】

当行及び連結子会社の設備投資計画につきましては、お客さまの利便性向上、店舗の新規出店・リニューアル並びに業務効率化のための設備投資など総額142億円を計画しております。

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

	店舗名 その他	所在地	区分	事業の別	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当行	元町支店	横浜市中区	建替	銀行業	店舗	1,903	97	自己資金	平成20年2月	平成21年10月
	本店他	-	改修 その他	銀行業	店舗等	4,031	-	自己資金	-	-
	本店他	-	更改 その他	銀行業	事務機械等	8,458	-	自己資金	-	-

(注) 1. 上記設備計画の記載金額については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2. 店舗等及び事務機械等における主なものは、平成21年3月までに設置する予定であります。

(2) 売却

重要な設備の売却予定はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,000,000,000
計	3,000,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成20年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成20年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,370,947,054	1,371,026,054	東京証券取引所 (市場第1部)	(注)1,2
計	1,370,947,054	1,371,026,054	-	-

(注)1. 権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。

2. 提出日現在発行数には、平成20年6月1日から報告書を提出する日までの旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)の権利行使並びに平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当行は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)並びに平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)を発行しております。当該新株引受権及び新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。

平成11年6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	369	同左
新株予約権の行使期間	平成13年6月26日から 平成21年6月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 369 資本組入額 185	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の 地位を失った後も権利行使可 能。 被付与者が死亡した場合には 相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与 者との間で締結する契約に定 める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の 処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成12年 6 月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	事業年度末現在 (平成20年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	520,000	513,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	498	同左
新株予約権の行使期間	平成14年 6 月29日から 平成22年 6 月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 498 資本組入額 249	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の 地位を失った後も権利行使 可能。 被付与者が死亡した場合には 相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与 者との間で締結する契約に定 める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の 処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成13年 6 月27日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	事業年度末現在 (平成20年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	745,000	719,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	502	同左
新株予約権の行使期間	平成15年 6 月28日から 平成23年 6 月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 502 資本組入額 251	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の 地位を失った後も権利行使 可能。 被付与者が死亡した場合には 相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与 者との間で締結する契約に定 める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の 処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成14年 6 月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成20年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	1,069	1,056
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,069,000	1,056,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	520	同左
新株予約権の行使期間	平成16年 6 月27日から 平成24年 6 月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 520 資本組入額 260	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成15年 6 月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成20年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	767	740
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	767,000	740,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	437	同左
新株予約権の行使期間	平成17年 6 月27日から 平成25年 6 月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 437 資本組入額 219	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成16年 6 月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成20年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	1,974	1,968
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,974,000	1,968,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	624	同左
新株予約権の行使期間	平成18年 6 月26日から 平成26年 6 月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 624 資本組入額 312	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の 地位を失った後も権利行使 可能。 被付与者が死亡した場合には 相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与 者との間で締結する契約に定 める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の 処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成17年 6 月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成20年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	4,306	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,306,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	648	同左
新株予約権の行使期間	平成19年 6 月29日から 平成27年 6 月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 648 資本組入額 324	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の 地位を失った後も権利行使 可能。 被付与者が死亡した場合には 相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与 者との間で締結する契約に定 める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の 処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成15年9月1日 (注)1	普通株式 — 優先株式 —	普通株式 1,138,644 優先株式 200,000	—	184,803,295	138,604	146,420,060
平成15年4月1日～ 平成16年3月31日 (注)2	普通株式 16,284 優先株式 —	普通株式 1,154,928 優先株式 200,000	3,419,937	188,223,233	3,419,917	149,839,978
平成16年4月1日～ 平成17年3月31日 (注)3	普通株式 265,048 優先株式 170,000	普通株式 1,419,977 優先株式 30,000	26,639,253	214,862,487	26,639,148	176,479,127
平成17年5月13日 (注)4	普通株式 8,000 優先株式 30,000	普通株式 1,411,977 優先株式 —	—	214,862,487	—	176,479,127
平成17年9月29日 (注)4	5,000	1,406,977	—	214,862,487	—	176,479,127
平成18年3月31日 (注)4	3,000	1,403,977	—	214,862,487	—	176,479,127
平成17年4月1日～ 平成18年3月31日 (注)5	1,326	1,405,303	316,688	215,179,175	316,267	176,795,394
平成19年3月30日 (注)6	14,000	1,391,303	—	215,179,175	—	176,795,394
平成18年4月1日～ 平成19年3月31日 (注)5	1,203	1,392,506	302,357	215,481,532	302,088	177,097,482
平成19年4月1日～ 平成20年3月31日 (注)5	441	1,392,947	115,876	215,597,408	115,776	177,213,258
平成20年3月31日 (注)6	22,000	1,370,947	—	215,597,408	—	177,213,258

(注)1. 当行が株式会社横浜ビジネスサービスを吸収合併したことによる資本準備金の増加であります。

2. 旧商法に基づき発行した転換社債の転換及び旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)(以下、「新株引受権(ストックオプション)」という。)の権利行使による当事業年度中の合計数・額であります。

3. 旧商法に基づき発行した転換社債の転換、優先株式の普通株式への転換と消却、新株引受権(ストックオプション)の権利行使並びに平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)(以下、「新株予約権(ストックオプション)」という。)の権利行使による当事業年度中の合計数・額であります。

4. 旧商法第212条の規定に基づく取締役会決議による自己株式の消却であります。

5. 新株引受権(ストックオプション)の権利行使並びに新株予約権(ストックオプション)の権利行使による当事業年度中の合計数・額であります。

6. 会社法第178条の規定に基づく取締役会決議による自己株式の消却であります。

7. 当事業年度末日後、提出日の前月末(平成20年5月31日)までに、新株引受権(ストックオプション)の権利行使により株式数33千株、資本金8,269千円、資本準備金8,269千円、新株予約権(ストックオプション)の権利行使により株式数46千株、資本金11,165千円、資本準備金11,138千円が増加しております。

(5) 【所有者別状況】

平成20年 3月31日現在

区分	株式の状況（ 1 単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	156	56	1,668	509	4	28,176	30,569	—
所有株式数（単元）	-	529,839	13,664	230,754	455,709	30	135,691	1,365,687	5,260,054
所有株式数の割合（％）	-	38.80	1.00	16.90	33.37	0.00	9.93	100.00	—

(注) 1 . 自己株式885,570株は「個人その他」に885単元、「単元未満株式の状況」に570株含まれております。なお、自己株式885,570株は株主名簿上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は883,570株であります。

2 . 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、68単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成20年 3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行兜町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町 6 番 7 号)	98,298	7.17
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番11号	82,187	5.99
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町 2 丁目11番 3 号	65,624	4.78
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内 2 丁目 1 番 1 号 (東京都中央区晴海 1 丁目 8 番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワー Z 棟)	36,494	2.66
第一生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町 1 丁目13番 1 号 (東京都中央区晴海 1 丁目 8 番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワー Z 棟)	36,494	2.66
みずほ信託 退職給付信託 明治安田生命保険口 再信託受託者 資産管理サービス信託	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワー Z 棟	36,494	2.66
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 1 丁目 6 番 6 号 日本生命証券管理部内	26,709	1.94
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー-505103 (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行兜町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町 6 番 7 号)	22,494	1.64
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワー Z 棟	17,577	1.28
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内 1 丁目 2 番 1 号	14,901	1.08
計	-	437,273	31.89

(注) ドッチ・アンド・コックスから平成19年9月21日付で大量保有報告書の写しの提出があり、その後平成20年2月22日付で変更報告書の写しの提出を受けておりますが、当行としては平成20年3月31日現在における実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当該報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ドッチ・アンド・コックス	アメリカ合衆国カリフォルニア州94104、 サンフランシスコ、カリフォルニア・ ストリート555、40階	85,515	6.14

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 883,000	-	株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,364,804,000	1,364,734	同上
単元未満株式	普通株式 5,260,054	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	1,370,947,054	-	-
総株主の議決権	-	1,364,734	-

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が68,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数68個は含まれておりません。

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみ らい3丁目1番1号	883,000	-	883,000	0.06
計	-	883,000	-	883,000	0.06

(注) 上記のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が2,000株あります。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄に含まれております。また、「議決権の数」の欄には、当該完全議決権株式に係る議決権の数2個は含まれておりません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当行はストックオプション制度を採用しております。

平成11年 6 月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、旧商法第280条ノ19第 1 項の規定に基づき、新株引受権方式により、平成11年 6 月25日定時株主総会終結の時に在任する当行取締役及び当行使用人で執行役員たる地位にある者に対して付与することを、平成11年 6 月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成11年 6 月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役：10 当行使用人で執行役員たる地位にある者： 6
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上 1 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

- 1 当初発行価額は、旧商法第280条ノ19第 1 項の規定に基づく新株引受権（以下「新株引受権」という）を付与すべき取締役及び使用人と当行間の新株引受権付与契約に基づいて新株引受権が付与された平成11年 7 月21日（以下「権利付与日」という）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値に1.05を乗じた金額といたしました。ただし、1 円未満の端数は切り上げました。

- 2 発行価額は、権利付与日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行（旧商法第280条ノ19第 1 項の規定に基づき付与された新株引受権の行使の場合を除く）する場合には、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、株式の分割又は併合が行われる場合、発行価額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されます。ただし、発行価額は、当行普通株式を適法に発行するために必要な最低金額を下回らないものとし、かつ、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

平成12年 6 月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、旧商法第280条ノ19第 1 項の規定に基づき、新株引受権方式により、平成12年 6 月28日定時株主総会終結の時に在任する当行取締役及び当行本部、営業店に所属する執行役員、理事、参与、副参与、参事（部店長級）並びに連結子会社に出向している参与、副参与の資格を有する者に対して付与することを、平成12年 6 月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成12年 6 月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役： 8 当行本部、営業店に所属する執行役員、理事、参与、副参与、参事（部店長級）並びに連結子会社に出向している参与、副参与の資格を有する使用人：275
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上 1 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

- 1 当初発行価額は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権（以下「新株引受権」という）を付与すべき取締役及び使用人と当行間の新株引受権付与契約に基づいて新株引受権が付与された平成12年7月7日（以下「権利付与日」という）の前日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値に1.05を乗じた金額といたしました。ただし、1円未満の端数は切り上げました。
- 2 発行価額は、権利付与日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行（旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき付与された新株引受権の行使の場合を除く）する場合には、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、株式の分割又は併合が行われる場合、発行価額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されます。ただし、発行価額は、当行普通株式を適法に発行するために必要な最低金額を下回らないものとし、かつ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

平成13年6月27日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき、新株引受権方式により、平成13年6月27日定時株主総会終結の時に在任する当行取締役及び当行本部、営業店に所属する執行役員、理事、参与、副参与、参事並びに連結子会社に出向している参与、副参与、参事の資格を有する者のうち、連結子会社の役付取締役である使用人に対して付与することを、平成13年6月27日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成13年6月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役：8 当行本部、営業店に所属する執行役員、理事、参与、副参与、参事並びに連結子会社に出向している参与、副参与、参事の資格を有する者のうち、連結子会社の役付役員である使用人：252
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上 1 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- 1 当初発行価額は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権（以下「新株引受権」という）を付与すべき取締役及び使用人と当行間の新株引受権付与契約に基づいて新株引受権が付与された平成13年7月6日（以下「権利付与日」という）の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）といたしました。
- 2 発行価額は、権利付与日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行（旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき付与された新株引受権の行使の場合を除く）する場合には、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、株式の分割又は併合が行われる場合、発行価額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されます。ただし、発行価額は、当行普通株式を適法に発行するために必要な最低金額を下回らないものとし、かつ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

平成14年 6 月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成14年 6 月26日定時株主総会終結時に在任する当行取締役及び当行使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成14年 6 月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成14年 6 月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役： 8 使用人：180
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上 1 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

- 1 株当たりの払込金額は、平成14年 7 月 5 日（以下「新株予約権発行日」という）に終了する45取引日（終値のない日数を除く）の初日から30取引日（終値のない日数を除く）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に1.05を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）が、新株予約権発行日の終値を下回ったため、当該終値といたしました。

- 2 新株予約権発行日以降、当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降、当行が時価を下回る価額で新たに普通株式を発行し、又は自己株式を処分する場合（平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき付与された新株予約権の行使及び旧商法第280条ノ19第 1 項の規定に基づき付与された新株引受権の行使の場合を除く）には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当行の発行済株式総数から当行が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

当行が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で、払込金額を調整するものといたします。

平成15年 6 月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成15年 6 月26日定時株主総会終結時に在任する当行取締役及び当行使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成15年 6 月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成15年 6 月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役： 8 使用人：186
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上 1 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

- 1 株当たりの払込金額は、平成15年7月7日（以下「新株予約権発行日」という）に終了する45取引日（終値のない日数を除く）の初日から30取引日（終値のない日数を除く）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）といたしました。
- 2 新株予約権発行日以降、当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降、当行が時価を下回る価額で新たに普通株式を発行し、又は自己株式を処分する場合（平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき付与された新株予約権の行使及び旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき付与された新株引受権の行使の場合を除く）には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当行の発行済株式総数から当行が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

当行が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で、払込金額を調整するものといたします。

平成16年6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成16年6月25日定時株主総会終結時に在任する当行取締役及び当行使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成16年6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成16年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役：8 使用人：280
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上 1 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

- 1 株当たりの払込金額は、平成16年7月6日（以下「新株予約権発行日」という）に終了する45取引日（終値のない日数を除く）の初日から30取引日（終値のない日数を除く）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）といたしました。
- 2 新株予約権発行日以降、当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降、当行が時価を下回る価額で新たに普通株式を発行し、又は自己株式を処分する場合（平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき付与された新株予約権の行使及び旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき付与された新株引受権の行使の場合を除く）には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当行の発行済株式総数から当行が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

当行が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で、払込金額を調整するものといたします。

平成17年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成17年6月28日定時株主総会終結時に在任する当行取締役及び当行使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年6月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成17年6月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役：7 使用人：455
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上 1 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

1 1株当たりの払込金額は、平成17年7月7日（以下「新株予約権発行日」という）に終了する45取引日（終値のない日数を除く）の初日から30取引日（終値のない日数を除く）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）といたしました。

2 新株予約権発行日以降、当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降、当行が時価を下回る価額で新たに普通株式を発行し、又は自己株式を処分する場合（平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき付与された新株予約権の行使及び旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき付与された新株引受権の行使の場合を除く）には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当行の発行済株式総数から当行が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

当行が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で、払込金額を調整するものといたします。

平成20年 6 月24日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法第361条の規定に基づき、社外取締役以外の当行取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることを平成20年 6 月24日の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成20年 6 月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外取締役以外の当行取締役： 7 当行執行役員： 11
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	178,800 上記株式の数は、新株予約権の引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数に対応する株式数とする。 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成20年 7 月10日から平成50年 7 月 9 日まで
新株予約権の行使の条件	2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	3

- 1 募集新株予約権の目的である株式数（以下、「付与株式数」という。）は100株といたします。ただし、募集新株予約権割当日以降、当行が当行普通株式につき、株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整いたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、募集新株予約権割当日以降、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当行は合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものといたします。

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

2 新株予約権の行使の条件

- (1) 各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）は、募集新株予約権の行使期間の期間内において、当行の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り募集新株予約権を行使することができるものといたします。
- (2) 上記（1）に関わらず、新株予約権者は、以下の 又は に定める場合（ただし、 については、 3 に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものといたします。

新株予約権者が平成49年 7 月 9 日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成49年 7 月10日から平成50年 7 月 9 日といたします。

当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認日の翌日から 1 ヶ月間といたします。

- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、行使することができないものといたします。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することといたします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件といたします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数は、新株予約権者が保有する残存新株予約権と同一の数といたします。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類は、再編対象会社の普通株式といたします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数は、条件等を勘案の上、上記 1 に準じて決定いたします。
- (4) 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下の再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。再編後払込金額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円といたします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間は、募集新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権の行使期間の満了日までといたします。
- (6) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。また、募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額といたします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要することといたします。
- (8) 以下の 、 、 、 又は の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で募集新株予約権を取得することができるものといたします。
当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
当行が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記 2 に準じて決定するものといたします。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成19年7月27日)での決議状況 (取得期間 平成19年7月30日～平成20年3月14日)	23,000,000	18,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	22,489,000	17,939,211,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	511,000	60,789,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	2.22	0.33
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	2.22	0.33

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	191,893	156,730,745
当期間における取得自己株式	18,400	13,137,366

(注) 当期間における取得自己株式には、平成20年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	22,000,000	17,572,511,000	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の買増請求)	27,527	21,637,269	2,581	1,858,723
保有自己株式数	883,570	-	899,389	-

(注) 単元未満株式の買増請求及び保有自己株式数の当期間には、平成20年6月1日から有価証券報告書提出日までの取引は含めておりません。

3【配当政策】

(1) 配当の基本的な方針

当行は、株主の皆さまへの利益還元につきましては、重要な経営課題として位置づけており、基本方針を次のとおりとしております。

業績に連動した配当

利益配当金につきましては、業績にかかわらず安定的にお支払いする普通配当金に、一定水準の業績を達成することができた場合にその業績に連動する特別配当金を加えたものを各期の配当金としております。

普通配当金

安定的にお支払いする部分として、業績にかかわらず1株当たり年10円をお支払いします。

特別配当金

業績に連動する部分として、通期の当期純利益（単体ベース）が600億円を上回る場合にその超過額の35%を目途に株主の皆さまにお支払いします。

自社株取得の実施

機動的な自社株取得の実施により、配当金に自社株取得を含めた株主還元率（（配当金総額＋自社株取得総額）÷当期純利益（単体ベース））は40%以上を目指してまいります。

なお、当行は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨定款に定めており、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としております。

(2) 当期の配当

当期の配当金につきましては、上記の利益還元方針に基づき、普通配当金年10円に特別配当金年1円50銭を加えた年11円50銭（前期比1円50銭の増配）といたしました。なお、すでに中間配当金として普通配当金年10円の半分にあたる5円をお支払いしておりますので、期末配当金は6円50銭といたしました。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成19年11月16日 取締役会決議（中間配当）	6,849	5.00（うち普通配当金5.00）
平成20年5月15日 取締役会決議（期末配当）	8,905	6.50（うち普通配当金5.00）

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第143期	第144期	第145期	第146期	第147期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
最高（円）	639	702	1,032	1,036	940
最低（円）	361	529	572	722	611

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年10月	11月	12月	平成20年1月	2月	3月
最高（円）	853	887	884	780	712	702
最低（円）	727	697	767	620	648	611

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
頭取 (代表取締役)		小川 是	昭和15年 2月26日生	昭和37年 4月 大蔵省入省 平成 8年 1月 大蔵事務次官 平成 9年 7月 同退官 平成13年 6月 日本たばこ産業株式会社 代表取締役会長 平成16年 6月 同取締役退任 平成17年 6月 当行入行 同頭取(現職)	平成20年 6月 から 1年	68
副頭取 (代表取締役)	システム共同利用推進 本部長	早川 洋	昭和22年 4月29日生	昭和45年 4月 当行入行 平成 8年 6月 総合企画部協会担当部長 平成 9年 6月 取締役総合企画部協会担当 部長 平成11年 9月 取締役営業本部副本部長兼 事務局長 平成12年 4月 取締役執行役員営業本部副 本部長 平成12年 5月 取締役常務執行役員営業本 部副本部長 平成13年 6月 常務執行役員営業本部副本 部長 平成14年 4月 頭取室付(待命) 平成14年 6月 常勤監査役 平成18年 5月 退任 平成18年 6月 副頭取 平成20年 4月 副頭取システム共同利用推 進本部長(現職)	平成20年 6月 から 1年	39
代表取締役	システム共同利用推進 本部副本部長兼ブラン ド戦略本部長	大久保 千行	昭和27年11月23日生	昭和50年 4月 当行入行 平成12年 5月 法人部長 平成13年 4月 執行役員法人部長 平成13年 7月 執行役員リテール企画部長 兼営業本部事務局長 平成14年 4月 執行役員経営企画部長 平成14年 6月 取締役経営企画部長 平成15年 6月 代表取締役経営企画部長 平成17年 6月 代表取締役 平成18年 1月 代表取締役 C S 向上本部副 本部長兼営業推進本部副本 部長 平成18年 4月 代表取締役 C S 向上本部長 兼営業戦略本部長 平成19年 4月 代表取締役ブランド戦略本 部長兼営業戦略本部長 平成20年 4月 代表取締役システム共同利 用推進本部副本部長兼ブラン ド戦略本部長(現職)	平成20年 6月 から 1年	7
代表取締役	システム共同利用推進 本部副本部長兼ブラン ド戦略本部 副本部長	伊東 眞幸	昭和30年 5月27日生	昭和53年 4月 当行入行 平成16年 6月 営業統括部長兼秘書室長兼 経営企画部会議事務局長 平成16年 6月 執行役員営業統括部長 平成16年12月 執行役員営業統括部長兼 C S 向上本部副本部長 平成17年 2月 執行役員営業統括部長兼 C S 向上本部副本部長兼営業 推進本部副本部長 平成17年 6月 執行役員経営企画部長 平成18年 6月 取締役執行役員経営企画部 長 平成20年 4月 代表取締役システム共同利 用推進本部副本部長 平成20年 6月 代表取締役システム共同利 用推進本部副本部長兼ブラン ド戦略本部副本部長(現 職)	平成20年 6月 から 1年	14

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 常務執行役員	本店営業部 長兼本店ブ ロック営業 本部長	三村 智之	昭和30年3月3日生	昭和52年4月 当行入行 平成15年2月 厚木支店長兼県央ブロック 営業本部副本部長 平成16年6月 執行役員厚木支店長兼県央 ブロック営業本部長 平成17年6月 常務執行役員横浜駅前支店 長兼横浜中ブロック営業本 部長 平成18年4月 常務執行役員本店営業部長 兼本店ブロック営業本部長 平成18年6月 取締役常務執行役員本店営 業部長兼本店ブロック営業 本部長(現職)	平成20年6月 から1年	114
取締役 執行役員		吉川 節	昭和29年11月20日生	昭和53年4月 当行入行 平成15年6月 融資部長 平成17年6月 執行役員相模原駅前支店長 兼県北ブロック営業本部長 平成19年4月 執行役員川崎支店長兼川 崎・京浜ブロック営業本部 長 平成20年4月 執行役員 平成20年6月 取締役執行役員(現職)	平成20年6月 から1年	6
取締役 執行役員	MEJAR オフィサー	米田 誠一	昭和31年9月11日生	昭和54年4月 当行入行 平成17年2月 IT統括部長 平成18年4月 執行役員IT統括部長 平成20年4月 執行役員MEJARオフィ サー 平成20年6月 取締役執行役員MEJAR オフィサー(現職)	平成20年6月 から1年	8
取締役		塙 章次	昭和11年9月14日生	昭和34年4月 東京電力株式会社入社 昭和61年6月 同総務部長 平成元年6月 同取締役総務部長 平成5年6月 同常務取締役 平成8年6月 同取締役副社長 平成10年6月 同監査役 同監査役会会長 平成16年6月 同顧問(現職) 平成20年6月 当行取締役(現職)	平成20年6月 から1年	-
取締役		坂本 春生	昭和13年4月10日生	昭和37年4月 通商産業省入省 昭和59年7月 同大臣官房企画室長 昭和61年6月 同札幌通商産業局長 昭和62年8月 株式会社第一勧業銀行顧問 平成元年8月 株式会社西友顧問 平成2年5月 同常務取締役 平成5年5月 同代表取締役専務 平成9年5月 同代表取締役副社長 平成9年5月 株式会社西武百貨店取締役 平成9年9月 同代表取締役副社長 平成11年4月 社団法人経済同友会副代表 幹事 平成12年10月 財団法人2005年日本国際博 覧会協会常務理事事務総長 平成15年10月 同副会長 平成18年6月 財団法人流通システム開発 センター会長 平成20年6月 当行取締役(現職)	平成20年6月 から1年	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		津村 和孝	昭和25年11月10日生	昭和48年4月 当行入行 平成11年4月 鶴見支店長 平成12年5月 執行役員鶴見支店長 平成13年4月 執行役員川崎支店長 平成14年4月 常務執行役員営業本部副本部長 平成15年2月 常務執行役員川崎・横浜北ブロック営業本部長兼東京・県外ブロック営業本部長 平成15年4月 常務執行役員本店営業部長兼横浜南ブロック営業本部長 平成16年6月 取締役常務執行役員本店営業部長兼横浜南ブロック営業本部長 平成18年4月 取締役 平成18年6月 常勤監査役(現職)	平成18年6月 から4年	104
常勤監査役		森 信一	昭和30年3月26日生	昭和53年4月 当行入行 平成18年8月 監査部長 平成19年6月 常勤監査役(現職)	平成19年6月 から4年	3
常勤監査役		小林 信介	昭和20年2月5日生	昭和43年4月 日本銀行入行 平成2年5月 同考査役 平成2年11月 同長崎支店長 平成6年7月 同札幌支店長 平成8年9月 同検査役検査室長 平成10年6月 同退職 平成10年6月 株式会社大京常勤監査役 平成14年6月 同退任 平成14年6月 当行常勤監査役(現職)	平成17年6月 から4年	21
監査役		星野 正宏	昭和8年7月14日生	昭和32年4月 相模鉄道株式会社入社 昭和59年6月 同取締役 平成3年6月 同常務取締役住宅営業本部長兼ビル営業本部長 平成5年6月 同専務取締役 平成6年7月 同専務取締役不動産営業本部長 平成7年1月 同代表取締役社長 平成13年1月 同代表取締役会長 平成16年6月 当行監査役(現職) 平成19年6月 相模鉄道株式会社相談役(現職)	平成20年6月 から4年	2
監査役		清水 湛	昭和9年9月24日生	昭和35年4月 東京家庭裁判所兼地方裁判所判事補 平成2年3月 法務省民事局長 平成5年7月 東京高等裁判所部総括判事 平成8年3月 千葉地方裁判所長 平成9年10月 広島高等裁判所長官 平成10年12月 金融再生委員会委員(委員長代理) 平成13年1月 金融庁顧問 平成13年4月 内閣府情報公開審査会会長 平成16年4月 桐蔭横浜大学法科大学院教授 平成16年6月 株式会社東芝取締役(現職) 平成17年1月 弁護士登録(現職) 平成19年10月 東京証券取引所自主規制法人理事(現職) 平成20年6月 当行監査役(現職)	平成20年6月 から4年	5
計						392

- (注) 1. 取締役塙章次及び坂本春生は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役小林信介、星野正宏及び清水湛は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(参考)

当行は、執行役員制度を導入しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）の状況は次のとおりであります。

役名及び職名	氏名
常務執行役員 (横浜駅前支店長兼横浜中ブロック 営業本部長)	金子 隆一
常務執行役員 (東京支店長兼東京・県外ブロック 営業本部長)	石井 允三幸
常務執行役員 (川崎ブロック営業本部長兼横浜北 ブロック営業本部長)	青井 俊夫
執行役員 (厚木支店長兼県央ブロック営業本 部長)	下山 秀弥
執行役員 (横須賀支店長兼横浜南ブロック営 業本部長兼横須賀ブロック営業本部 長)	野口 隆
執行役員 (川崎支店長兼川崎エリア委員長)	松田 尚
執行役員 (経営企画部長兼MEJARサブオ フィサー)	山田 健次
執行役員 (営業統括部長兼MEJARサブオ フィサー)	小松 俊二
執行役員 (相模原駅前支店長兼県北ブロック 営業本部長)	菊池 潔
執行役員 (藤沢中央支店長兼湘南・小田原ブ ロック営業本部長)	天野 克則
執行役員 (協会担当部長)	望月 淳

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行では、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と認識し、会社法等の法令の趣旨を尊重しながら、取締役会及び監査役が、取締役の職務執行の監督・監査を行っております。

また、執行役員制度を導入し、取締役会で選任された執行役員が責任をもって担当部門の業務執行にあたる体制としております。さらに、取締役会の活性化と経営環境変化へのより迅速な対応を実現するため、取締役の任期を1年としております。

(2) 会社の機関の内容

当行では、取締役会を頂点として、行内規程を厳格に運用しつつ、適切に権限を委譲し、迅速に意思決定を行う体制としております。

当行の経営上の意思決定、執行及び監督に係る主な経営管理組織は、以下のとおりであります。

A．取締役会

取締役会は、取締役8名（平成20年3月末現在）で構成され、経営に関する重要な事項、方針及び業務の執行を決定するほか、取締役が取締役会にコンプライアンス、リスク管理、監査結果等の状況について定例的に報告しております。取締役会は、原則毎月1回開催しております。

B．監査役・監査役会

当行は監査役会制度を採用しており、監査役会は、監査役4名、そのうち社外監査役2名（非常勤監査役を含む。平成20年3月末現在）で構成されております。各監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査等を通じて、取締役の職務遂行を監査しております。

また、社外監査役を含めた監査役を補佐し、監査役会を円滑に運営するため、監査役室を設置し、専属の職員を配置しております。監査役会は、原則毎月1回開催しております。

C．経営会議

経営会議は、代表取締役、取締役等によって構成され、取締役会決議事項の協議、その他行内規程に定めた経営上の重要事項の決定等を行っております。経営会議は、原則毎週1回開催しております。

(3) 内部統制システムの整備の状況

当行は、経営理念の下、ステークホルダーとの密接な連帯と融和により限らない発展を目指すにあたり、業務の適正を確保するための体制を、以下のとおり整備しております。

A．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会で、「コンプライアンス基本規程」のほか、「倫理綱領」、「役職員の行動基準」、「遵守すべき項目」等について記載した「コンプライアンスマニュアル」を制定し、全役職員に反社会的勢力との関係遮断、顧客保護、個人情報保護等を含めた法令等遵守の徹底を行っております。

取締役会で、年度ごとにコンプライアンス実現のための具体的な実践計画である「コンプライアンスプログラム」を制定しております。

コンプライアンスを統括する部署を設置し、同部署の部長がコンプライアンスオフィサーとして業務全般を統括しております。

コンプライアンス統括部署の担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」では、集約したコンプライアンスに係る情報の審議を行うとともに、「コンプライアンス会議（経営会議）」では、コンプライアンスに関する重要事項について協議及び決定を行っております。

コンプライアンス上問題のある事項について、全職員等がコンプライアンス統括部署へ直接報告できる体制とし、報告を受けた場合、コンプライアンス統括部署は、速やかに改善指導を行うとともに是正・改善措置を講じております。

取締役会直属組織とし、執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行っております。

B．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報については、規程により各会議の議事録及びその他の文書等を保存・管理しております。また、取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとしております。

C．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会で「リスク管理の基本規程」を制定し、リスク種類ごとのリスク管理部署及びリスク全体の統括部署を定めております。

取締役会及び経営会議等では、リスク種類や内容に応じたリスク全般に関する報告を受けるとともに必要な決定を行っております。

内部監査部署は、リスク管理態勢等の有効性及び適切性について監査を行っております。

D．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の体制を構築することにより、取締役の職務の執行の効率化を図っております。

業務の分掌及び職制、並びに職務の権限に関する規程の制定

代表取締役・取締役等によって構成される経営会議の設置

取締役会による中期経営計画、単年度計画の策定及び半期ごとの予算の設定

取締役会及び経営会議における業績ほか主要事項の進捗管理

E．財務報告の適正性を確保するための体制

当行及びグループ各社において財務報告の適正性を確保するため、取締役会で、「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定しております。

F．当行及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当行はグループ各社に取締役及び監査役を派遣し、当行及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築しております。

グループ各社で経営目標を設定し、当行所管部署において経営目標の履行状況を定期的に検証し、達成度に応じた業績評価結果を還元しております。

当行の内部監査部署は、当行及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を当行及びグループ各社の取締役及び監査役に報告しております。

G．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室を設置し、専属の職員を配置し、監査役の監査業務を補助しております。

監査役室に属する職員の人事異動について、監査役へ事前に報告し、協議を行っております。

H．取締役・使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制

監査役は、取締役会、経営会議等の会議及び委員会に出席することができるものとしております。

取締役又は使用人は、法律に定める事項のほか、業務の執行状況等について、監査役会又は監査役へ適切に報告しております。

I．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、当行が対処すべき課題、取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うほか、会計監査人とも同様に積極的な意見交換を行っております。

監査役は、その他取締役及び使用人とも定期的に会合をもつなど、監査環境の整備を行っております。

(4) リスク管理体制の整備の状況

近年、銀行が直面しているリスクは多様化、複雑化しており、経営の健全性の維持、向上の観点から、リスク管理を経営の重要課題と位置づけ、その高度化に努めております。具体的には、各リスクを個々に管理するだけでなく、計量化の可能なリスクを統合的に把握した上で、リスク・リターンを勘案し、体力の範囲内で適切に経営資源の配分を行っていく必要があるとの考え方にに基づき、統合的なリスク管理の実現に向けて、体制や規程などの整備を進めております。

A．統合リスク管理体制

当行では、「リスク管理の基本規程」を中心としたリスク関連規程を体系的に整備するとともに、リスク統括部署及び信用リスクや市場・流動性リスクなどの各リスクの管理部門をそれぞれ定め、全体としてリスク管理を整合的に行う態勢とし、各部門において規程に基づいた適切なリスク管理を実施しております。

B．リスク管理関連会議

当行全体としての適切なリスク管理を行うため、「ALM会議」、「オペレーショナルリスク会議」、「与信ポートフォリオ会議」を設置し、各リスクの管理方針に関する協議、リスクのモニタリングなどを行っております。「ALM会議」は原則毎月1回、「オペレーショナルリスク会議」、「与信ポートフォリオ会議」は、原則3か月に1回開催しております。

また、大口与信を中心に個別の信用リスクに関する適切な判断を行うため、「投融資会議」を設置し、個別投融資案件の審査等を行っております。「投融資会議」は必要の都度、開催しております。

C．危機管理体制

災害時やシステムリスク等の各リスクの顕在化に伴う危機対応を適切に行うため、「危機管理計画（コンティンジェンシープラン）」を策定するとともに、「危機管理委員会」を設置しております。リスクの顕在化による危機発生時には、「危機管理委員会」が必要に応じて各種の「緊急時対策本部」を設置し、対応する体制としております。

D．コンプライアンス態勢

当行では、法令等遵守に関する統括部署として、コンプライアンス統括部を設置するなど、順次組織・規程面での整備を実施し、法令等遵守に対する経営陣の積極的関与、コンプライアンスチェックのよりいっそうの強化、管理体制面の整備及び営業店への指導を徹底し、さらなるコンプライアンス態勢の確立に取り組んでおります。

今後とも金融機能を通して地域の経済・社会の健全な発展に資するという地域に根ざす金融機関としての公共的使命と社会的責任の重さに鑑み、「コンプライアンスが経営の最重要課題の一つである」と認識したうえで、法令等遵守の徹底とコンプライアンス態勢の整備に努めてまいります。

(5) 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

当行の内部監査は、監査部（平成20年3月末現在45名）により各営業店等及び本部部署ごとに行われており、その監査結果は、経営会議、取締役会、監査役会に報告されております。

監査役は取締役の職務執行を監査するとともに業務監査を実施しており、監査役会は会計監査人による外部監査の結果について報告を受け、その適正性をチェックしております。

また、監査部と会計監査人は、定期的な意見交換の場をもち、相互連携を図っております。

当行は、会計監査人として監査法人トーマツと監査契約しており、平成20年3月期の当行監査業務を執行した公認会計士は、吉田 洋氏、松崎 雅則氏の2名であり、補助者としては公認会計士4名、その他15名の合計21名で構成されておりました。

(6) 役員報酬の内容

当行の取締役に対する報酬等の総額は、507百万円、監査役に対する報酬等の総額は91百万円であります。なお、上記取締役に対する報酬等には、役員賞与71百万円及び役員退職慰労引当金繰入額232百万円が、監査役に対する報酬等には、役員賞与13百万円及び役員退職慰労引当金繰入額29百万円が含まれております。

(7) 監査報酬の内容

当行の監査法人トーマツに対する、公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の総額は、48百万円であります。また、上記以外の報酬は19百万円であります。

(8) 当行と当行の社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外監査役は、当行のその他の取締役、監査役と人的関係を有さず、当行との間に特に利害関係はありません。

(9) 責任限定契約の内容の概要

平成20年3月末現在、当行と社外監査役 星野 正宏氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(10) 取締役の定数

当行の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

(11) 取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

(12) 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

当行は、機動的かつ柔軟な利益還元をすることができるよう、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。

(13) 株主総会の特別決議要件

当行は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(14) その他

当行は、平成20年6月24日に、役員体制、及び役員報酬制度の見直しを行っております。

第5【経理の状況】

1．当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

ただし、前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）は改正前の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2．当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

ただし、前事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）は改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3．前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の連結財務諸表及び前事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の連結財務諸表及び当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

		前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金		383,330	3.36	544,132	4.54
コールローン及び買入手形		204,354	1.79	232,611	1.94
買入金銭債権		317,603	2.79	290,984	2.43
特定取引資産		82,437	0.72	51,480	0.43
有価証券	1,7,14	1,670,276	14.65	1,408,100	11.74
貸出金	2,3,4,5 6,7,8	8,115,015	71.17	8,518,650	71.05
外国為替	6	4,399	0.04	3,595	0.03
その他資産	7	87,671	0.77	307,868	2.57
有形固定資産	10,11	132,125	1.16	202,713	1.69
建物		40,491		41,068	
土地	9	80,564		80,633	
建設仮勘定		839		705	
その他の有形固定資産		10,230		80,305	
無形固定資産		14,239	0.12	23,285	0.19
ソフトウェア		12,997		15,569	
のれん		587		399	
その他の無形固定資産		654		7,316	
繰延税金資産		5,592	0.05	36,149	0.30
支払承諾見返		441,010	3.87	426,264	3.56
貸倒引当金		55,876	0.49	56,317	0.47
資産の部合計		11,402,180	100.00	11,989,520	100.00

		前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	7	9,797,327	85.93	9,964,371	83.11
譲渡性預金		69,894	0.61	155,456	1.30
コールマネー及び売渡手形	7	132,391	1.16	202,779	1.69
特定取引負債		2,669	0.02	1,954	0.02
借入金	7,12	2,648	0.02	110,887	0.92
外国為替		36	0.00	55	0.00
社債	13	40,000	0.35	40,000	0.33
その他負債		125,580	1.10	314,838	2.62
役員賞与引当金		80	0.00	85	0.00
退職給付引当金		53	0.00	73	0.00
役員退職慰労引当金		-	-	1,072	0.01
預金払戻引当金		-	-	881	0.01
偶発損失引当金		-	-	116	0.00
繰延税金負債		6,446	0.06	-	-
再評価に係る繰延税金負債	9	22,363	0.20	22,333	0.19
支払承諾		441,010	3.87	426,264	3.56
負債の部合計		10,640,503	93.32	11,241,171	93.76
(純資産の部)					
資本金		215,481	1.89	215,597	1.80
資本剰余金		177,097	1.55	177,213	1.48
利益剰余金		226,678	1.99	261,520	2.18
自己株式		205	0.00	705	0.01
株主資本合計		619,052	5.43	653,625	5.45
その他有価証券評価差額金		65,457	0.57	17,384	0.14
繰延ヘッジ損益		8	0.00	39	0.00
土地再評価差額金	9	31,972	0.28	31,927	0.27
評価・換算差額等合計		97,437	0.85	49,271	0.41
少数株主持分		45,187	0.40	45,450	0.38
純資産の部合計		761,677	6.68	748,348	6.24
負債及び純資産の部合計		11,402,180	100.00	11,989,520	100.00

【連結損益計算書】

		前連結会計年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益	1	260,784	100.00	317,949	100.00
資金運用収益		184,117		224,419	
貸出金利息		160,238		184,885	
有価証券利息配当金		14,464		17,376	
コールローン利息及び買 入手形利息		1,730		5,908	
債券貸借取引受入利息		1		8	
預け金利息		2,022		7,738	
その他の受入利息		5,660		8,503	
役務取引等収益		51,793		50,961	
特定取引収益		884		981	
その他業務収益		12,487		31,153	
その他経常収益		11,501		10,433	
経常費用	2	151,973	58.28	206,139	64.83
資金調達費用		17,047		39,937	
預金利息		12,039		27,103	
譲渡性預金利息		186		1,506	
コールマネー利息及び売 渡手形利息		586		1,459	
債券貸借取引支払利息		-		0	
借入金利息		265		371	
社債利息		600		517	
その他の支払利息		3,368		8,978	
役務取引等費用		8,683		9,740	
特定取引費用		36		24	
その他業務費用		2,689		22,904	
営業経費		94,587		102,498	
その他経常費用		28,929		31,033	
貸倒引当金繰入額		5,084		6,124	
その他の経常費用		23,844		24,908	
経常利益		108,810	41.72	111,810	35.17
特別利益		4,899	1.88	4,826	1.52
固定資産処分益		164		353	
償却債権取立益		4,735		4,472	
特別損失		1,601	0.61	2,301	0.73
固定資産処分損		1,576		662	
減損損失		24		-	
その他の特別損失		-		1,638	
税金等調整前当期純利益		112,109	42.99	114,335	35.96
法人税、住民税及び事業税		39,686	15.22	50,020	15.73
法人税等調整額		4,574	1.75	5,642	1.77
少数株主利益		1,558	0.60	1,686	0.53
当期純利益		66,289	25.42	68,270	21.47

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 （百万円）	215,179	176,798	189,923	471	581,429
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	302	302			604
剰余金の配当（注）			12,643		12,643
剰余金の配当			4,895		4,895
役員賞与（注）			48		48
当期純利益			66,289		66,289
自己株式の取得				12,240	12,240
自己株式の処分		0		12	12
自己株式の消却		3	12,491	12,494	-
土地再評価差額金の取崩			544		544
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計 （百万円）	302	298	36,755	266	37,622
平成19年3月31日 残高 （百万円）	215,481	177,097	226,678	205	619,052

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算調 整勘定	評価・換算差 額等合計		
平成18年3月31日 残高 （百万円）	66,396	-	32,516	0	98,912	44,557	724,899
連結会計年度中の変動額							
新株の発行							604
剰余金の配当（注）							12,643
剰余金の配当							4,895
役員賞与（注）							48
当期純利益							66,289
自己株式の取得							12,240
自己株式の処分							12
自己株式の消却							-
土地再評価差額金の取崩							544
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	939	8	544	0	1,475	630	845
連結会計年度中の変動額合計 （百万円）	939	8	544	0	1,475	630	36,777
平成19年3月31日 残高 （百万円）	65,457	8	31,972	-	97,437	45,187	761,677

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当連結会計年度（自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年 3 月31日 残高 （百万円）	215,481	177,097	226,678	205	619,052
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	115	115			231
剰余金の配当			15,899		15,899
当期純利益			68,270		68,270
自己株式の取得				18,095	18,095
自己株式の処分			1	23	21
自己株式の消却			17,572	17,572	-
土地再評価差額金の取崩			44		44
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計 （百万円）	115	115	34,841	500	34,573
平成20年 3 月31日 残高 （百万円）	215,597	177,213	261,520	705	653,625

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額 金	評価・換算差額 等合計		
平成19年 3 月31日 残高 （百万円）	65,457	8	31,972	97,437	45,187	761,677
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						231
剰余金の配当						15,899
当期純利益						68,270
自己株式の取得						18,095
自己株式の処分						21
自己株式の消却						-
土地再評価差額金の取崩						44
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	48,072	48	44	48,165	263	47,902
連結会計年度中の変動額合計 （百万円）	48,072	48	44	48,165	263	13,329
平成20年 3 月31日 残高 （百万円）	17,384	39	31,927	49,271	45,450	748,348

【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		112,109	114,335
減価償却費		9,322	23,956
減損損失		24	-
のれん償却額		234	226
持分法による投資損益 ()		578	215
貸倒引当金の増加額		6,318	616
役員賞与引当金の増加額		80	4
退職給付引当金の増加額		34	1
役員退職慰労引当金の増加額		-	1,072
預金払戻引当金の増加額		-	881
偶発損失引当金の増加額		-	116
資金運用収益		184,117	224,419
資金調達費用		17,047	39,937
有価証券関係損益 ()		9,161	2,689
為替差損益 ()		403	5,243
固定資産処分損益 ()		1,412	309
特定取引資産の純増 () 減		54,050	30,956
特定取引負債の純増減 ()		2,454	714
貸出金の純増 () 減		10,291	469,216
預金の純増減 ()		388,948	168,685
譲渡性預金の純増減 ()		28,233	85,562
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減 ()		2,711	74,421
預け金(日銀預け金を除く)の純増 () 減		129,190	150,494
コールローン等の純増 () 減		197,592	16,205
コールマネー等の純増減 ()		132,097	70,388
外国為替(資産)の純増 () 減		924	804
外国為替(負債)の純増減 ()		62	19
資金運用による収入		180,644	227,916
資金調達による支出		13,532	36,319
その他		31,298	24,022
小計		312,461	47,663
法人税等の支払額		26,420	50,323
営業活動によるキャッシュ・フロー		286,041	97,986
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		1,267,945	1,037,725
有価証券の売却による収入		502,264	543,606
有価証券の償還による収入		508,630	671,241
有形固定資産の取得による支出		6,634	19,885
有形固定資産の売却による収入		-	1,487
無形固定資産の取得による支出		6,926	8,663
連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得による支出		-	8,149
その他		18	41
投資活動によるキャッシュ・フロー		270,592	141,953
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入金の返済による支出		12,000	2,000
劣後特約付社債・新株予約権付社債の償還による支出		25,000	-
株式の発行による収入		604	231
配当金支払額		17,538	15,899
少数株主への配当金支払額		1,001	1,212
自己株式の取得による支出		12,240	18,095
自己株式の売却による収入		12	21
財務活動によるキャッシュ・フロー		67,163	36,953
現金及び現金同等物に係る換算差額		10	43
現金及び現金同等物の増加額		51,704	6,969
現金及び現金同等物の期首残高		256,402	204,697
現金及び現金同等物の期末残高	1	204,697	211,666

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 10社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、Yokohama Finance Cayman Limitedは、清算により当連結会計年度より除外しております。 (2) 非連結子会社 5社 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(1) 連結子会社 9社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、従来、持分法適用の関連会社であった浜銀ファイナンス株式会社は、株式の追加取得により当連結会計年度から連結の範囲に含めております。また、浜銀抵当証券株式会社は当行との合併により、浜銀総合管理株式会社は清算により、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。 (2) 非連結子会社 5社 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 浜銀ファイナンス株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 5社 持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 (4) 持分法非適用の関連会社は該当ありません。 なお、Hamagin Leasing (USA) Inc.は、清算により当連結会計年度より除外しております。	(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社は該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 5社 持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 (4) 持分法非適用の関連会社は該当ありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 1社 3月末日 9社 (2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 9社
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 同左

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の 評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10 年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除 く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物: 2年~60年 動産: 2年~20年 連結子会社の有形固定資産については、主として 定率法を採用しております。 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却し ております。なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間 (主として5年)に基づいて償却しております。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月 1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)) については定額法)を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物: 2年~60年 動産: 2年~20年 連結子会社の保有するリース資産については、リ ース期間を耐用年数としリース期間満了時のリース 資産の処分見積価額を残存価額とする定額法により 償却しております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以 後に取得した有形固定資産については、改正後の法 人税法に基づく償却方法により減価償却を行って おります。この変更による連結貸借対照表等に与える 影響は軽微であります。 (追加情報) 当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取 得した有形固定資産については、償却可能限度額に 達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿 価を5年間で均等償却しております。なお、これに よる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であり ます。 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却してしま す。なお、自社利用のソフトウェアについては、当 行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として 5年)に基づいて償却しております。
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基 準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生して いる債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権 及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破 綻先」という。)に係る債権については、以下のなお 書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担 保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を 控除し、その残額を計上しております。また、現在は 経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性 が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」 という。)に係る債権については、債権額から、担保 の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控 除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に 判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取り に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることが できる債権については、当該キャッシュ・フローを当 初の約定利子率で割りいた金額と債権の帳簿価額との 差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見 積法)により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間におけ る貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上し ております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営 業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立し た資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定 結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付 債権等については、債権額から担保の評価額及び保証 による回収が可能と認められる額を控除した残額を取 立不能見込額として債権額から直接減額しており、そ の金額は 88,372百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過 去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒 懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性 を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てており ます。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基 準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生して いる債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権 及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破 綻先」という。)に係る債権については、以下のなお 書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担 保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を 控除し、その残額を計上しております。また、現在は 経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性 が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」 という。)に係る債権については、債権額から、担保 の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控 除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に 判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取り に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることが できる債権については、当該キャッシュ・フローを当 初の約定利子率で割りいた金額と債権の帳簿価額との 差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見 積法)により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間におけ る貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上し ております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営 業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立し た資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定 結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付 債権等については、債権額から担保の評価額及び保証 による回収が可能と認められる額を控除した残額を取 立不能見込額として債権額から直接減額しており、そ の金額は 81,369百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過 去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒 懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性 を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てており ます。

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(6) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。	(6) 役員賞与引当金の計上基準 同左
	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(2年)による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理	(7) 退職給付引当金の計上基準 同左
	—————	(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下、「監査・保証実務委員会報告第42号」という。)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、営業経費は359百万円、特別損失は713百万円それぞれ増加し、経常利益は359百万円、税金等調整前当期純利益は1,072百万円それぞれ減少しております。
	—————	(9) 預金払戻引当金の計上基準 預金払戻引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。 (追加情報) 従来、負債計上を中止した預金者への払戻については、払戻時に損失処理しておりましたが、監査・保証実務委員会報告第42号が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は44百万円減少、特別損失は925百万円増加し、経常利益は44百万円増加、税金等調整前当期純利益は881百万円減少しております。
	—————	(10) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 同左
	(12) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(12) リース取引の処理方法 同左

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(13) 重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。 また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 26百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は 0百万円(同前)であります。 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。	(13) 重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。 為替変動リスク・ヘッジ 同左
	(14) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(14) 消費税等の会計処理 同左
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項	のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。	同左
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
(役員賞与に関する会計基準) 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理していましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は80百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。 (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。 当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は716,481百万円であります。 なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。	_____ _____ (金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

表示方法の変更

前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。 (連結貸借対照表関係) (1) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。 (2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。 (3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。 これにより、従来の「動産不動産」中の土地建物動産については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として、建設仮払金については「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。 また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は「その他資産」として表示しております。 (4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」の「ソフトウェア」に表示しております。 (5) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」の「のれん」として表示しております。 (連結損益計算書関係) 連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理していましたが、当連結会計年度からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。 (連結キャッシュ・フロー計算書関係) (1) 「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」に含めて表示しております。 (2) 「動産不動産処分損益()」は、連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益()」等として表示しております。また、「動産不動産の取得による支出」は、「有形固定資産の取得による支出」等として表示しております。	_____

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)																		
1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式 2,708百万円及び出資金 1,043百万円を含んでおります。 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,755百万円、延滞債権額は 143,098百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 5,877百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 48,418百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 203,150百万円であります。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、79,046百万円であります。 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table> <tr> <td>有価証券</td><td>744,344百万円</td></tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr> <td>預金</td><td>37,621百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 118,796百万円及びその他資産 2百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は 6,111百万円であります。 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,826,435百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが 1,260,156百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	有価証券	744,344百万円	担保資産に対応する債務		預金	37,621百万円	1. 有価証券には、非連結子会社の出資金 848百万円を含んでおります。 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 8,613百万円、延滞債権額は 133,715百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 5,540百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 46,313百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 194,183百万円であります。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、75,686百万円であります。 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table> <tr> <td>有価証券</td><td>426,059百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金</td><td>2,838百万円</td></tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr> <td>預金</td><td>46,344百万円</td></tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td><td>46,100百万円</td></tr> <tr> <td>借入金</td><td>76,400百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 121,530百万円及びその他資産 552百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は 6,115百万円であります。 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,925,454百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが 1,294,658百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	有価証券	426,059百万円	貸出金	2,838百万円	担保資産に対応する債務		預金	46,344百万円	コールマネー及び売渡手形	46,100百万円	借入金	76,400百万円
有価証券	744,344百万円																		
担保資産に対応する債務																			
預金	37,621百万円																		
有価証券	426,059百万円																		
貸出金	2,838百万円																		
担保資産に対応する債務																			
預金	46,344百万円																		
コールマネー及び売渡手形	46,100百万円																		
借入金	76,400百万円																		

前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 40,525百万円 10. 有形固定資産の減価償却累計額 102,403百万円 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 113,105百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 3百万円) 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 2,000百万円が含まれております。 13. 社債は、劣後特約付社債であります。 14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は 243,713百万円であります。	9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 36,235百万円 10. 有形固定資産の減価償却累計額 217,338百万円 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 113,103百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 - 百万円) 13. 社債は、劣後特約付社債であります。 14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は 235,971百万円であります。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. その他経常収益には、株式等売却益 8,234百万円を含んでおります。 2. その他の経常費用には、貸出金償却 19,777百万円及び株式等償却 738百万円を含んでおります。	1. その他経常収益には、株式等売却益 7,013百万円を含んでおります。 2. その他の経常費用には、貸出金償却 17,647百万円及び株式等償却 3,781百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当連結会計年度増加 株式数 (千株)	当連結会計年度減少 株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	1,405,303	1,203	14,000	1,392,506	(注) 1, 2
合計	1,405,303	1,203	14,000	1,392,506	
自己株式					
普通株式	522	13,720	14,013	230	(注) 3
合計	522	13,720	14,013	230	

(注) 1. 発行済株式総数の増加は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権(ストック・オプション)の権利行使及び平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による新株の発行によるものであります。

2. 発行済株式総数の減少は、自己株式の消却によるものであります。

3. 当連結会計年度中の増加事由は、自己株式取得のための市場買付 13,456千株及び単元未満株式の買取請求 264千株によるものであります。また、当連結会計年度中の減少事由は、自己株式の消却 14,000千株及び単元未満株式の買増請求 13千株によるものであります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	12,643	9.0	平成18年3月31日	平成18年6月28日
平成18年11月20日 取締役会	普通株式	4,895	3.5	平成18年9月30日	平成18年12月8日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月18日 取締役会	普通株式	9,049	利益剰余金	6.5	平成19年3月31日	平成19年6月4日

当連結会計年度（自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度増加 株式数（千株）	当連結会計年度減少 株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）	摘 要
発行済株式					
普通株式	1,392,506	441	22,000	1,370,947	（注）1，2
合計	1,392,506	441	22,000	1,370,947	
自己株式					
普通株式	230	22,680	22,027	883	（注）3，4
合計	230	22,680	22,027	883	

- （注）1. 発行済株式総数の増加は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権（ストック・オプション）の権利行使及び平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の権利行使による新株の発行によるものであります。
2. 発行済株式総数の減少は、自己株式の消却によるものであります。
3. 自己株式数の増加は、自己株式取得のための市場買付 22,489千株及び単元未満株式の買取請求 191千株によるものであります。
4. 自己株式数の減少は、自己株式の消却 22,000千株及び単元未満株式の買増請求 27千株によるものであります。

2. 配当に関する事項

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たりの 金額（円）	基準日	効力発生日
平成19年 5月18日 取締役会	普通株式	9,049	6.5	平成19年 3月31日	平成19年 6月 4日
平成19年11月16日 取締役会	普通株式	6,849	5.0	平成19年 9月30日	平成19年12月10日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たりの 金額（円）	基準日	効力発生日
平成20年 5月15日 取締役会	普通株式	8,905	利益剰余金	6.5	平成20年 3月31日	平成20年 6月 2日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前連結会計年度 （自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日）		当連結会計年度 （自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）	
1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成19年 3月31日現在		1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成20年 3月31日現在	
現金預け金勘定	383,330百万円	現金預け金勘定	544,132百万円
日本銀行以外への預け金	178,632百万円	日本銀行以外への預け金	332,465百万円
現金及び現金同等物	204,697百万円	現金及び現金同等物	211,666百万円

(リース取引関係)
(借手側)

前連結会計年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)																														
1．リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1．リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																														
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額																														
<table><tr><td></td><td>動産</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td></td><td>(百万円)</td><td>(百万円)</td><td>(百万円)</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>312</td><td>45</td><td>357</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>156</td><td>30</td><td>187</td></tr><tr><td>年度末残高相当額</td><td>155</td><td>14</td><td>169</td></tr></table>		動産	その他	合計		(百万円)	(百万円)	(百万円)	取得価額相当額	312	45	357	減価償却累計額相当額	156	30	187	年度末残高相当額	155	14	169	<table><tr><td></td><td>動産</td></tr><tr><td></td><td>(百万円)</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>62</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>19</td></tr><tr><td>年度末残高相当額</td><td>42</td></tr></table>		動産		(百万円)	取得価額相当額	62	減価償却累計額相当額	19	年度末残高相当額	42
	動産	その他	合計																												
	(百万円)	(百万円)	(百万円)																												
取得価額相当額	312	45	357																												
減価償却累計額相当額	156	30	187																												
年度末残高相当額	155	14	169																												
	動産																														
	(百万円)																														
取得価額相当額	62																														
減価償却累計額相当額	19																														
年度末残高相当額	42																														
・未経過リース料年度末残高相当額	・未経過リース料年度末残高相当額																														
1 年内	1 年内																														
1 年超	1 年超																														
合計	合計																														
・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																														
支払リース料	支払リース料																														
減価償却費相当額	減価償却費相当額																														
支払利息相当額	支払利息相当額																														
・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法																														
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左																														
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法																														
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。	同左																														
なお、上記リース取引により使用している資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。	同左																														
2．オペレーティング・リース取引	2．オペレーティング・リース取引																														
・未経過リース料	・未経過リース料																														
1 年内	1 年内																														
1 年超	1 年超																														
合計	合計																														

(貸手側)

前連結会計年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)																																
	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高 <table><tr><td></td><td>動産</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td></td><td>(百万円)</td><td>(百万円)</td><td>(百万円)</td></tr><tr><td>取得価額</td><td>125,141</td><td>13,824</td><td>138,966</td></tr><tr><td>減価償却累計額</td><td>57,689</td><td>7,165</td><td>64,854</td></tr><tr><td>年度末残高</td><td>67,452</td><td>6,659</td><td>74,111</td></tr></table> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table><tr><td>1 年内</td><td>23,757百万円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>54,412百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>78,170百万円</td></tr></table> ・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <table><tr><td>受取リース料</td><td>13,741百万円</td></tr><tr><td>減価償却費</td><td>12,209百万円</td></tr><tr><td>受取利息相当額</td><td>1,425百万円</td></tr></table> ・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額との合計額から、リース物件の取得価額を控除した額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 なお、上記リース取引により使用している資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。		動産	その他	合計		(百万円)	(百万円)	(百万円)	取得価額	125,141	13,824	138,966	減価償却累計額	57,689	7,165	64,854	年度末残高	67,452	6,659	74,111	1 年内	23,757百万円	1 年超	54,412百万円	合計	78,170百万円	受取リース料	13,741百万円	減価償却費	12,209百万円	受取利息相当額	1,425百万円
	動産	その他	合計																														
	(百万円)	(百万円)	(百万円)																														
取得価額	125,141	13,824	138,966																														
減価償却累計額	57,689	7,165	64,854																														
年度末残高	67,452	6,659	74,111																														
1 年内	23,757百万円																																
1 年超	54,412百万円																																
合計	78,170百万円																																
受取リース料	13,741百万円																																
減価償却費	12,209百万円																																
受取利息相当額	1,425百万円																																

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及びその他の特定取引資産、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

前連結会計年度

1. 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	79,818	107

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	32,909	32,959	50	75	25
地方債	24,876	24,616	260	6	266
社債	13,547	13,422	125	-	125
合計	71,333	70,998	335	81	417

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	154,650	266,061	111,410	115,987	4,577
債券	972,687	967,231	5,455	423	5,878
国債	741,837	737,207	4,629	157	4,787
地方債	43,774	43,612	162	59	221
社債	187,075	186,412	663	206	869
その他	333,650	332,598	1,051	1,828	2,880
合計	1,460,988	1,565,892	104,903	118,239	13,336

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、515百万円(うち、株式 515百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却損益(百万円)
社債	587	590	3

(売却の理由) 社債の売却については、私募債の買入消却であります。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	331,913	10,083	2,094

6．時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成19年3月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券 事業債	79,834
その他有価証券 事業債	178,918
信託受益権	67,493
非上場株式	12,104

7．保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、満期保有目的の債券 600百万円の保有目的を、債券の発行者の信用状態の著しい悪化の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。

8．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成19年3月31日現在）

	1年以内（百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超（百万円）
債券	487,198	568,643	142,426	99,049
国債	375,023	252,247	79,728	63,116
地方債	15,305	15,440	30,744	6,997
社債	96,868	300,955	31,953	28,935
その他	24,227	29,835	685	346,909
合計	511,425	598,479	143,112	445,959

当連結会計年度

1．売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
売買目的有価証券	49,603	105

2．満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計 上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	34,902	35,764	861	861	-
地方債	35,162	36,123	961	961	-
社債	11,685	12,035	349	360	10
合計	81,749	83,922	2,173	2,183	10

（注）1．時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2．「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表計 上額（百万円）	評価差額 （百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	155,656	191,664	36,007	52,306	16,299
債券	804,755	799,958	4,796	1,377	6,173
国債	563,955	558,931	5,024	808	5,833
地方債	42,415	42,614	199	220	20
社債	198,384	198,412	27	348	320
その他	266,122	261,118	5,003	626	5,629
合計	1,226,533	1,252,741	26,207	54,310	28,102

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、3,458百万円（うち、株式 3,458百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	売却原価（百万円）	売却額（百万円）	売却損益（百万円）
社債	1,220	1,220	0

（売却の理由）社債の売却については、私募債の買入消却であります。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	692,645	11,004	2,151

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
事業債	50,599
その他有価証券	
事業債	205,242
信託受益権	71,041
非上場株式	12,826

7. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、満期保有目的の債券 635百万円の保有目的を、債券の発行者の信用状態の著しい悪化の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内（百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超（百万円）
債券	306,940	310,368	333,554	186,686
国債	114,760	65,024	269,169	144,878
地方債	23,608	17,002	30,168	6,997
社債	168,571	228,341	34,216	34,810
その他	1,408	17,319	1,082	313,668
合計	308,349	327,687	334,636	500,355

（金銭の信託関係）

前連結会計年度
該当事項はありません。

当連結会計年度
該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	104,901
その他有価証券	104,901
()繰延税金負債	39,417
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	65,483
()少数株主持分相当額	250
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	223
その他有価証券評価差額金	65,457

(注) 時価評価されていない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額及び時価評価されていない有価証券に区分している投資事業組合の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	26,207
その他有価証券	26,207
()繰延税金負債	8,783
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	17,424
()少数株主持分相当額	40
その他有価証券評価差額金	17,384

(注) 時価評価されていない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額及び時価評価されていない有価証券に区分している投資事業組合の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が取り扱っているデリバティブ取引の種類は、以下のとおりです。

- ・金利関連取引：金利先物取引、金利スワップ取引、金利オプション取引
- ・通貨関連取引：通貨スワップ取引、クーポンスワップ取引、為替先物予約取引、通貨オプション取引
- ・債券関連取引：債券先物取引、債券先物オプション取引、債券店頭オプション取引

(2) 取引に対する取組方針と利用目的

当行は、お客さまの多様化する運用・調達ニーズにお応えし、各種のリスクヘッジ手段を提供するため、当行の資産・負債構造の管理（ALM）や相場変動リスク等のヘッジ目的のため、当行の収益増強のため、デリバティブ取引に積極的に取り組んでおります。しかしながら、デリバティブ取引にはリスクが伴うことに留意し、当行の体力やリスク管理態勢の範囲内でコントロール可能なリスク量となるよう心掛けております。なお、ヘッジ目的で取り組んだデリバティブ取引については、「金融商品会計に関する実務指針」（以下、「実務指針」という。）等に準拠した行内規程類と行内ヘッジ方針に基づいて、「ヘッジ会計」を採用しております。当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりです。

- ・ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務、借入金
- ・ヘッジ手段：通貨スワップ、為替スワップ、金利スワップ

ヘッジ有効性の評価方法は、実務指針等に定められた方法により評価しております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引には他の市場性取引と同様に、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク、リーガルリスク等があります。また、お客さまの多様なニーズとそれに応える金融技術の高度化を背景に、デリバティブ取引の取り扱いはいより広範になり、取引も複雑化しております。したがって、取引に係るリスク量、取引相手の信用リスク等の迅速かつ正確な把握と管理が必要との認識のもと、リスク管理態勢の整備を心掛けております。

デリバティブ取引に係るリスクの中で、当行が重点的に管理しておりますのは、以下の2つのリスクであります。

- ・市場リスク：金利・為替等の市場の変動によって損失が発生するリスク
- ・信用リスク：取引相手が支払不能になることにより、市場で同じ取引を再構築するためにコストが発生するリスク

(4) 取引に係るリスク管理態勢

リスク管理については、地域における金融システムの担い手として安定・継続して金融サービスを提供することを基本方針としております。

具体的には、「市場リスク管理基本規程」で全行的・統合的な観点から金利リスク、為替リスク、価格変動リスク等のリスクの所在や種類を認識することを規定し、リスクのコントロールを実施しております。

市場リスクを適切にコントロールするため、半期ごとの経営会議（役員等で構成）において、リスク量に対しては銀行全体のリスク許容限度内で配分された配賦資本額を、損益に対しては実際の損益が抵触した場合に以降の操作方針について経営に協議を行うウォーニングポイント（バンキング取引）を設定しております。また、一旦リスクを極小化して以降の操作方針について経営に協議を行うアラームポイント、及び直ちにリスクを削減して以後の取引を行わないロスカットポイント（トレーディング取引）も設定しております。

市場取引のリスク量の計測は、VaR（ヒストリカル法又は分散共分散法）、BPVなどにより計測をしております。

市場部門における相互牽制態勢を実現するため、フロントオフィス（市場営業部）・ミドルオフィス（統合リスク管理室）・バックオフィス（事務統括部）を組織的に分離しております。ミドルオフィスは、市場リスクの管理部署として、日次でリスク量や損益の状況を直接、経営に報告しております。

また、当行の市場リスクの状況は、統合リスク管理室が毎月開催されるALM会議に報告しております。

当行のデリバティブ取引の信用リスクは、他のオフバランス取引やオンバランス取引の信用リスクと合算して管理しております。デリバティブ取引の信用リスクに係る決裁権限は、フロントオフィスから完全に独立しており、すべての与信判断は、与信所管部が行っております。デリバティブ取引に係る与信相当額については、ミドルオフィスが日次又は月次で計測、モニタリングしております。また、当行全体の信用リスクの状況は、統合リスク管理室がとりまとめ、頭取が召集する与信ポートフォリオ会議（四半期ごと開催）に報告しております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建 買建	- -	- -	- -	- -
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	2,421,378	1,624,247	860	967
	受取変動・支払固定	2,493,727	1,615,747	3,815	4,236
	受取変動・支払変動	100	100	1	1
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	101,036	70,704	500	1,599
	買建	5,500	5,500	19	19
	合計	-	-	2,474	4,888

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップの「時価」と「評価損益」との差額は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する経過措置を適用し、平成14年度まで実施していた「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益であります。

なお、当該繰延ヘッジ損益につきましては、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

4. その他はキャップ取引等であります。

(2) 通貨関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建 買建	- -	- -	- -	- -
店頭	通貨スワップ	293,070	250,896	1,382	1,382
	為替予約				
	売建	194,023	283	971	971
	買建	183,723	283	927	927
	通貨オプション				
	売建	25,707	20,362	590	518
	買建	26,685	20,362	592	270
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	1,340	1,586

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成19年3月31日現在）
該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち1年超 のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益 （百万円）
取引所	債券先物				
	売建	8,585	-	0	0
	買建	-	-	-	-
	債券先物オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	債券店頭オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	0	0

（注）1．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2．時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引（平成19年3月31日現在）
該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成19年3月31日現在）
該当事項はありません。

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が取り扱っているデリバティブ取引の種類は、以下のとおりです。

- ・金利関連取引：金利先物取引、金利スワップ取引、金利オプション取引
- ・通貨関連取引：通貨スワップ取引、クーポンスワップ取引、為替先物予約取引、通貨オプション取引
- ・債券関連取引：債券先物取引、債券先物オプション取引、債券店頭オプション取引

(2) 取引に対する取組方針と利用目的

当行は、お客さまの多様化する運用・調達ニーズにお応えし、各種のリスクヘッジ手段を提供するため、当行の資産・負債構造の管理（ALM）や相場変動リスク等のヘッジ目的のため、当行の収益増強のため、デリバティブ取引に積極的に取り組んでおります。しかしながら、デリバティブ取引にはリスクが伴うことに留意し、当行の体力やリスク管理態勢の範囲内でコントロール可能なリスク量となるよう心掛けております。なお、ヘッジ目的で取引組んだデリバティブ取引については、「金融商品会計に関する実務指針」（以下、「実務指針」という。）等に準拠した行内規程類と行内ヘッジ方針に基づいて、「ヘッジ会計」を採用しております。当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりです。

- ・ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務
- ・ヘッジ手段：為替スワップ

ヘッジ有効性の評価方法は、実務指針等に定められた方法により評価しております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引には他の市場性取引と同様に、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク、リーガルリスク等があります。また、お客さまの多様なニーズとそれに応える金融技術の高度化を背景に、デリバティブ取引の対象はより広範になり、取引も複雑化しております。したがって、取引に係るリスク量、取引相手の信用リスク等の迅速かつ正確な把握と管理が必要との認識のもと、リスク管理態勢の整備を心掛けております。

デリバティブ取引に係るリスクの中で、当行が重点的に管理しておりますのは、以下の2つのリスクであります。

- ・市場リスク：金利・為替等の市場の変動によって損失が発生するリスク
- ・信用リスク：取引相手が支払不能になることにより、市場で同じ取引を再構築するためにコストが発生するリスク

(4) 取引に係るリスク管理態勢

当行のリスク管理については、地域における金融システムの担い手として安定・継続して金融サービスを提供することを基本方針としております。

デリバティブ取引の市場リスク管理についても、「市場リスク管理基本規程」及び「統合リスク管理規程」において、全行的・統合的な観点から金利リスク、為替リスク、価格変動リスク等のリスクの所在や種類を認識し、VaR（ヒストリカル法）、BPVなどにより市場取引のリスク量を計測することを規定し、リスクのコントロールを実施しております。

市場リスクを適切にコントロールするため、半期ごとの経営会議（取締役等で構成）において、リスク量に対しては銀行全体のリスク許容限度内で配分した配賦資本額を、損益に対しては実際の損益が抵触した場合に以降の操作方針について経営に協議を行うウォーニングポイント（バンキング取引）を設定しております。また、一旦リスクを極小化して以降の操作方針について経営に協議を行うアラームポイント、及び直ちにリスクを削減して以後の取引を行わないロスカットポイント（トレーディング取引）も設定しております。

市場部門における相互牽制態勢として、フロントオフィス（市場営業部）・ミドルオフィス（統合リスク管理室）・バックオフィス（事務統括部）を組織的に分離しております。統合リスク管理室は、市場リスクの管理部署として、リスク量や損益の状況を日次で計測して経営に報告するとともに、月次でとりまとめた市場リスクの状況をALM会議に報告しております。

また、デリバティブ取引の信用リスクは、他のオフバランス取引やオンバランス取引の信用リスクと合算して管理しております。デリバティブ取引の信用リスクに係る決裁権限は、フロントオフィスから完全に独立しており、与信判断は、与信所管部（融資部）が行っております。デリバティブ取引に係る与信相当額については、ミドルオフィスが日次又は月次で計測、モニタリングしております。また、当行全体の信用リスクの状況は、統合リスク管理室がとりまとめ、頭取が召集する与信ポートフォリオ会議（四半期ごと開催）に報告しております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成20年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	2,447	-	0	0
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
店頭	買建	-	-	-	-
	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	2,393,126	1,743,531	17,558	17,557
	受取変動・支払固定	2,448,881	1,650,231	13,343	13,317
	受取変動・支払変動	100	-	0	0
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	71,648	59,137	183	1,742
	買建	9,854	8,154	5	5
	合計	-	-	4,026	5,977

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップの「時価」と「評価損益」との差額は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する経過措置を適用し、平成14年度まで実施していた「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益であります。

なお、当該繰延ヘッジ損益につきましては、資金調達費用又は資金運用収益として当連結会計年度末までに期間配分いたしました。

4. その他はキャップ取引等であります。

(2) 通貨関連取引（平成20年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
店頭	買建	-	-	-	-
	通貨スワップ	328,087	303,397	2,285	2,285
	為替予約				
	売建	342,795	-	16,992	16,992
	買建	341,745	-	17,073	17,073
	通貨オプション				
	売建	49,968	43,682	2,754	282
	買建	50,504	43,682	2,777	453
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	2,226	2,940

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成20年3月31日現在）
該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成20年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち1年超 のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益 （百万円）
取引所	債券先物				
	売建	5,863	-	38	38
	買建	-	-	-	-
	債券先物オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	債券店頭オプション				
	売建	200,000	-	6,335	2,641
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	6,373	2,679

（注）1．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2．時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引（平成20年3月31日現在）
該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成20年3月31日現在）
該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は確定給付型の制度として厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けておりましたが、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金制度の代行部分については、平成15年3月1日に将来分支給義務免除の認可を、平成16年9月1日に過去分支給義務免除の認可を、それぞれ厚生労働大臣より受け、企業年金基金制度へ移行しました。また、平成15年7月1日に退職給付制度の改定を行い、退職給付の算定方式にポイント制を導入するとともに、退職一時金制度の一部を前払い退職金制度及び確定拠出年金制度に、確定給付型の年金制度を「キャッシュバランス・プラン」(混合型年金)に移行し、平成18年10月1日には人事制度の一部見直しを行い、付与ポイントを見直しております。

なお、当行は従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

また、当行は退職給付信託を設定しております。

一部の連結子会社は退職一時金制度を設けており、うち1社は確定給付型の制度として適格退職年金制度を併設しております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分		前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務(注)1, 2	(A)	73,882	73,509
年金資産	(B)	78,993	68,276
未積立退職給付債務	(C)=(A)+(B)	5,110	5,232
未認識数理計算上の差異	(D)	24,030	34,494
未認識過去勤務債務(債務の減額)(注)3	(E)	459	153
連結貸借対照表計上額純額	(F)=(C)+(D)+(E)	28,681	29,109
前払年金費用	(G)	28,735	29,183
退職給付引当金	(F)-(G)	53	73

(注)1. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

2. 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 平成18年度における当行の人事制度の一部見直しにより、過去勤務債務(債務の減額)が発生しております。

3. 退職給付費用に関する事項

区分		前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用(注)1, 2		1,130	1,144
利息費用		1,480	1,474
期待運用収益		2,206	2,274
過去勤務債務の費用の減額処理額(注)3		153	306
数理計算上の差異の費用処理額		2,408	2,595
その他(臨時に支払った割増退職金等)		419	479
退職給付費用		3,078	3,113

(注)1. 企業年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

3. 「2. 退職給付債務に関する事項(注)3.」に記載の過去勤務債務(債務の減額)に係る費用の減額処理額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
(1) 割引率	2.0%	同左
(2) 期待運用収益率	3.5%	同左
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	2年(その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)	同左
(5) 数理計算上の差異の処理年数	15年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている)	同左

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成11年 ストック・オプション	平成12年 ストック・オプション	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数(名)	当行取締役: 10 当行使用人で執行役員 たる地位にある者: 6	当行取締役: 8 当行本部、営業店に所 属する執行役員、理 事、参与、副参与、参 事(部店長級)並びに 連結子会社に出向して いる参与、副参与の資 格を有する使用人: 275	当行取締役: 8 当行本部、営業店に所 属する執行役員、理 事、参与、副参与、参 事並びに連結子会社 に出向している参与、 副参与、参事の資格を 有する者のうち、連結 子会社の役付役員であ る使用人: 252	当行取締役: 8 使用人: 180
株式の種類別のス tock・オプションの 数(注)	普通株式 310,000株	普通株式 1,504,000株	普通株式 1,489,000株	普通株式 1,473,000株
付与日	平成11年7月21日	平成12年7月7日	平成13年7月6日	平成14年7月5日
権利確定条件	被付与者が取締役又は 使用人の地位を失った 後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場 合には相続人が行使可 能。 その他の条件は当行と 被付与者との間で締結 する契約に定める。	同左	同左	同左
対象勤務期間	定めなし	同左	同左	同左
権利行使期間	平成13年6月26日から 平成21年6月25日まで	平成14年6月29日から 平成22年6月28日まで	平成15年6月28日から 平成23年6月27日まで	平成16年6月27日から 平成24年6月26日まで

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数(名)	当行取締役: 8 使用人: 186	当行取締役: 8 使用人: 280	当行取締役: 7 使用人: 455
株式の種類別のス tock・オプションの 数(注)	普通株式 1,407,000株	普通株式 2,186,000株	普通株式 4,379,000株
付与日	平成15年7月7日	平成16年7月6日	平成17年7月7日
権利確定条件	被付与者が取締役又は 使用人の地位を失った 後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場 合には相続人が行使可 能。 その他の条件は当行と 被付与者との間で締結 する契約に定める。	同左	同左
対象勤務期間	定めなし	同左	同左
権利行使期間	平成17年6月27日から 平成25年6月26日まで	平成18年6月26日から 平成26年6月25日まで	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成19年3月期）において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

Stock・オプションの数

	平成11年 Stock・ オプション	平成12年 Stock・ オプション	平成13年 Stock・ オプション	平成14年 Stock・ オプション	平成15年 Stock・ オプション	平成16年 Stock・ オプション	平成17年 Stock・ オプション
権利確定前（株）							
前連結会計年度末	-	-	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-	-	-
権利確定後（株）							
前連結会計年度末	68,000	879,000	1,192,000	1,253,000	1,083,000	2,186,000	4,379,000
権利確定	-	-	-	-	-	-	-
権利行使	43,000	290,000	346,000	137,000	226,000	161,000	-
失効	-	-	-	-	-	-	-
未行使残	25,000	589,000	846,000	1,116,000	857,000	2,025,000	4,379,000

単価情報

	平成11年 Stock・ オプション	平成12年 Stock・ オプション	平成13年 Stock・ オプション	平成14年 Stock・ オプション	平成15年 Stock・ オプション	平成16年 Stock・ オプション	平成17年 Stock・ オプション
権利行使価格（円）	369	498	502	520	437	624	648
行使時平均株価（円）	866	930	939	928	925	926	-
付与日における公正な 評価単価（円）	-	-	-	-	-	-	-

当連結会計年度（自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

（1）ストック・オプションの内容

	平成11年 ストック・オプション	平成12年 ストック・オプション	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数（名）	当行取締役：10 当行使用人で執行役員 たる地位にある者：6	当行取締役：8 当行本部、営業店に所 属する執行役員、理 事、参与、副参与、参 事（部店長級）並びに 連結子会社に出向して いる参与、副参与の資 格を有する使用人： 275	当行取締役：8 当行本部、営業店に所 属する執行役員、理 事、参与、副参与、参 事並びに連結子会社に 出向している参与、副 参与、参事の資格を有 する者のうち、連結子 会社の役付役員である 使用人：252	当行取締役：8 使用人：180
株式の種類別のス tock・オプションの 数（注）	普通株式 310,000株	普通株式 1,504,000株	普通株式 1,489,000株	普通株式 1,473,000株
付与日	平成11年 7 月21日	平成12年 7 月 7 日	平成13年 7 月 6 日	平成14年 7 月 5 日
権利確定条件	定めなし	同左	同左	同左
対象勤務期間	定めなし	同左	同左	同左
権利行使期間	平成13年 6 月26日から 平成21年 6 月25日まで	平成14年 6 月29日から 平成22年 6 月28日まで	平成15年 6 月28日から 平成23年 6 月27日まで	平成16年 6 月27日から 平成24年 6 月26日まで

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数（名）	当行取締役：8 使用人：186	当行取締役：8 使用人：280	当行取締役：7 使用人：455
株式の種類別のス tock・オプションの 数（注）	普通株式 1,407,000株	普通株式 2,186,000株	普通株式 4,379,000株
付与日	平成15年 7 月 7 日	平成16年 7 月 6 日	平成17年 7 月 7 日
権利確定条件	定めなし	同左	同左
対象勤務期間	定めなし	同左	同左
権利行使期間	平成17年 6 月27日から 平成25年 6 月26日まで	平成18年 6 月26日から 平成26年 6 月25日まで	平成19年 6 月29日から 平成27年 6 月28日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成20年3月期）において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

Stock・オプションの数

	平成11年 Stock・ オプション	平成12年 Stock・ オプション	平成13年 Stock・ オプション	平成14年 Stock・ オプション	平成15年 Stock・ オプション	平成16年 Stock・ オプション	平成17年 Stock・ オプション
権利確定前（株）							
前連結会計年度末	-	-	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-	-	-
権利確定後（株）							
前連結会計年度末	25,000	589,000	846,000	1,116,000	857,000	2,025,000	4,379,000
権利確定	-	-	-	-	-	-	-
権利行使	10,000	69,000	101,000	47,000	90,000	51,000	73,000
失効	-	-	-	-	-	-	-
未行使残	15,000	520,000	745,000	1,069,000	767,000	1,974,000	4,306,000

単価情報

	平成11年 Stock・ オプション	平成12年 Stock・ オプション	平成13年 Stock・ オプション	平成14年 Stock・ オプション	平成15年 Stock・ オプション	平成16年 Stock・ オプション	平成17年 Stock・ オプション
権利行使価格（円）	369	498	502	520	437	624	648
行使時平均株価（円）	670	810	770	811	851	809	815
付与日における公正な 評価単価（円）	-	-	-	-	-	-	-

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)																																														
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr><td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td>37,975百万円</td></tr> <tr><td>有価証券償却</td><td>5,463百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>14,240百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>57,679百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>7,900百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>49,779百万円</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>39,417百万円</td></tr> <tr><td>退職給付信託設定益益金不算入</td><td>7,433百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3,780百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>50,632百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の純額</td><td>853百万円</td></tr> </table> 2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、法定実効税率の百分の五以下であるため、記載を省略しております。	貸倒引当金損金算入限度超過額	37,975百万円	有価証券償却	5,463百万円	その他	14,240百万円	繰延税金資産小計	57,679百万円	評価性引当額	7,900百万円	繰延税金資産合計	49,779百万円	その他有価証券評価差額金	39,417百万円	退職給付信託設定益益金不算入	7,433百万円	その他	3,780百万円	繰延税金負債合計	50,632百万円	繰延税金負債の純額	853百万円	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr><td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td>42,931百万円</td></tr> <tr><td>有価証券償却</td><td>5,914百万円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>143百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>15,495百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>64,485百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>7,438百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>57,046百万円</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>8,926百万円</td></tr> <tr><td>退職給付信託設定益益金不算入</td><td>7,433百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>4,537百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>20,897百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>36,149百万円</td></tr> </table> 2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 同左	貸倒引当金損金算入限度超過額	42,931百万円	有価証券償却	5,914百万円	その他有価証券評価差額金	143百万円	その他	15,495百万円	繰延税金資産小計	64,485百万円	評価性引当額	7,438百万円	繰延税金資産合計	57,046百万円	その他有価証券評価差額金	8,926百万円	退職給付信託設定益益金不算入	7,433百万円	その他	4,537百万円	繰延税金負債合計	20,897百万円	繰延税金資産の純額	36,149百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	37,975百万円																																														
有価証券償却	5,463百万円																																														
その他	14,240百万円																																														
繰延税金資産小計	57,679百万円																																														
評価性引当額	7,900百万円																																														
繰延税金資産合計	49,779百万円																																														
その他有価証券評価差額金	39,417百万円																																														
退職給付信託設定益益金不算入	7,433百万円																																														
その他	3,780百万円																																														
繰延税金負債合計	50,632百万円																																														
繰延税金負債の純額	853百万円																																														
貸倒引当金損金算入限度超過額	42,931百万円																																														
有価証券償却	5,914百万円																																														
その他有価証券評価差額金	143百万円																																														
その他	15,495百万円																																														
繰延税金資産小計	64,485百万円																																														
評価性引当額	7,438百万円																																														
繰延税金資産合計	57,046百万円																																														
その他有価証券評価差額金	8,926百万円																																														
退職給付信託設定益益金不算入	7,433百万円																																														
その他	4,537百万円																																														
繰延税金負債合計	20,897百万円																																														
繰延税金資産の純額	36,149百万円																																														

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日) 及び当連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「銀行業」の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日) 及び当連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が、いずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前連結会計年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日) 及び当連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(1 株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	円	514.61	513.03
1 株当たり当期純利益	円	47.41	49.52
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	円	47.28	49.43

(注) 1 . 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
1 株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	66,289	68,270
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る当期純利益	百万円	66,289	68,270
普通株式の期中平均株式数	千株	1,398,187	1,378,573
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	3,747	2,504
新株予約権	千株	2,913	1,985
新株引受権	千株	833	518
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		該当事項はありません。	同左

2 . 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成19年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成20年 3 月31日)
純資産の部の合計額	百万円	761,677	748,348
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	45,187	45,450
少数株主持分	百万円	45,187	45,450
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	716,489	702,897
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	1,392,275	1,370,063

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
当行	第7回期限前償還条項 付無担保社債 (劣後特約付)	平成15年 8月28日	20,000	20,000	1.23	なし	平成25年 8月28日
	第8回期限前償還条項 付無担保社債 (劣後特約付)	平成16年 2月26日	20,000	20,000	1.35	なし	平成26年 2月26日
合計		-	40,000	40,000	-	-	-

(注) 連結決算日後5年以内における償還予定額はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	2,648	110,887	0.73	-
再割引手形	-	-	-	-
借入金	2,648	110,887	0.73	平成20年4月～ 平成25年2月
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	93,822	7,473	5,151	3,230	1,209

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」勘定の内訳を記載しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

		前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金		383,329	3.46	542,674	4.67
現金		146,018		171,692	
預け金		237,311		370,982	
コールローン		204,354	1.84	232,611	2.00
買入金銭債権		317,603	2.87	276,850	2.38
特定取引資産		82,437	0.74	51,480	0.44
商品有価証券		18,848		11,624	
商品有価証券派生商品		2		7	
特定金融派生商品		2,615		1,869	
その他の特定取引資産		60,969		37,978	
有価証券	1, 7	1,668,026	15.05	1,410,983	12.14
国債		770,116		593,833	
地方債		68,488		77,777	
社債	14	458,673		465,914	
株式		277,889		206,577	
その他の証券		92,858		66,881	
貸出金	2,3,4, 5,7,8 6	8,114,450	73.24	8,578,995	73.79
割引手形		78,106		74,942	
手形貸付		542,961		536,934	
証書貸付		6,328,911		6,777,515	
当座貸越		1,164,470		1,189,603	
外国為替		4,399	0.04	3,595	0.03
外国他店預け		1,162		1,235	
買入外国為替	6	940		743	
取立外国為替		2,297		1,615	
その他資産		87,146	0.79	284,572	2.45
前払費用		30,143		31,038	
未収収益		16,943		16,554	
先物取引差入証拠金		-		9	
先物取引差金勘定		-		45	
金融派生商品		19,271		69,519	
有価証券取引未収金		-		144,534	
その他の資産	7	20,788		22,872	
有形固定資産	10,11	135,117	1.22	136,727	1.18
建物		37,264		37,842	
土地	9	86,839		86,908	
建設仮勘定		839		705	
その他の有形固定資産		10,174		11,270	
無形固定資産		13,391	0.12	15,709	0.14
ソフトウェア		12,740		15,049	
その他の無形固定資産		651		659	
繰延税金資産		-	-	28,292	0.24
支払承諾見返		117,086	1.06	108,522	0.93
貸倒引当金		47,392	0.43	45,339	0.39
資産の部合計		11,079,951	100.00	11,625,677	100.00

		前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	7	9,827,028	88.69	9,996,893	85.99
当座預金		432,066		392,863	
普通預金		5,821,307		5,758,258	
貯蓄預金		274,514		265,028	
通知預金		66,176		69,183	
定期預金		3,098,403		3,295,209	
その他の預金		134,560		216,350	
譲渡性預金		69,894	0.63	155,456	1.34
コールマネー	7	132,391	1.20	202,779	1.74
特定取引負債		2,669	0.03	1,954	0.02
商品有価証券派生商品		-		46	
特定金融派生商品		2,669		1,908	
借入金	7	43,648	0.39	118,025	1.02
借入金	12	43,648		118,025	
外国為替		36	0.00	55	0.00
外国他店預り		1		8	
売渡外国為替		23		18	
未払外国為替		10		29	
社債	13	40,000	0.36	40,000	0.34
その他負債		102,173	0.92	276,254	2.38
未決済為替借		1,761		2,200	
未払法人税等		28,381		28,342	
未払費用		10,687		15,114	
前受収益		3,709		6,182	
先物取引差金勘定		4		-	
金融派生商品		16,086		52,951	
有価証券取引未払金		-		146,636	
その他の負債		41,542		24,826	
役員賞与引当金		80	0.00	85	0.00
役員退職慰労引当金		-	-	1,072	0.01
預金払戻引当金		-	-	881	0.01
偶発損失引当金		-	-	116	0.00
繰延税金負債		6,427	0.06	-	-
再評価に係る繰延税金負債	9	22,363	0.20	22,333	0.19
支払承諾		117,086	1.06	108,522	0.93
負債の部合計		10,363,799	93.54	10,924,432	93.97
(純資産の部)					
資本金		215,481	1.94	215,597	1.86
資本剰余金		177,097	1.60	177,213	1.52
資本準備金		177,097		177,213	
利益剰余金		226,758	2.05	259,798	2.24
利益準備金	15	38,383		38,384	
その他利益剰余金		188,374		221,414	
固定資産圧縮積立金		1,370		1,490	
別途積立金		118,234		118,234	
繰越利益剰余金		68,770		101,690	
自己株式		205	0.00	705	0.01
株主資本合計		619,132	5.59	651,903	5.61
その他有価証券評価差額金		65,039	0.58	17,453	0.15
繰延ヘッジ損益		8	0.00	39	0.00
土地再評価差額金	9	31,972	0.29	31,927	0.27
評価・換算差額等合計		97,019	0.87	49,341	0.42
純資産の部合計		716,152	6.46	701,245	6.03
負債及び純資産の部合計		11,079,951	100.00	11,625,677	100.00

【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		255,361	100.00	293,098	100.00
資金運用収益		184,027		224,455	
貸出金利息		160,185		185,066	
有価証券利息配当金		14,427		17,309	
コールローン利息		1,728		5,907	
債券貸借取引受入利息		1		8	
買入手形利息		1		0	
預け金利息		2,022		7,737	
その他の受入利息		5,660		8,425	
役務取引等収益		48,841		47,956	
受入為替手数料		11,531		11,337	
その他の役務収益		37,310		36,618	
特定取引収益		884		981	
商品有価証券収益		702		531	
その他の特定取引収益		182		449	
その他業務収益		10,744		9,432	
外国為替売買益		1,502		2,143	
国債等債券売却益		1,853		3,990	
金融派生商品収益		3,273		2,493	
その他の業務収益		4,115		805	
その他経常収益		10,862		10,272	
株式等売却益		7,660		6,896	
その他の経常収益		3,202		3,375	
経常費用		148,499	58.15	183,224	62.51
資金調達費用		18,280		41,013	
預金利息		12,058		27,158	
譲渡性預金利息		186		1,506	
コールマネー利息		586		1,459	
売渡手形利息		0		-	
債券貸借取引支払利息		-		0	
借入金利息		1,479		1,392	
社債利息		600		517	
金利スワップ支払利息		302		25	
その他の支払利息		3,065		8,953	
役務取引等費用		12,286		13,279	
支払為替手数料		1,955		2,003	
その他の役務費用		10,330		11,275	
特定取引費用		36		24	
特定金融派生商品費用		36		24	
その他業務費用		2,133		4,364	
国債等債券売却損		2,018		2,025	
国債等債券償還損		-		2,226	
国債等債券償却		114		112	
その他の業務費用		0		-	

		前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
営業経費		92,742		100,048	
その他経常費用		23,020		24,494	
貸倒引当金繰入額		3,185		3,520	
貸出金償却		16,001		14,219	
株式等売却損		6		85	
株式等償却		705		3,444	
その他の経常費用		3,121		3,224	
経常利益		106,861	41.85	109,874	37.49
特別利益		3,678	1.44	2,978	1.01
固定資産処分益		164		353	
償却債権取立益		3,513		2,624	
特別損失		1,601	0.63	2,319	0.79
固定資産処分損		1,576		656	
減損損失		24		-	
その他の特別損失		-		1,662	
税引前当期純利益		108,938	42.66	110,533	37.71
法人税、住民税及び事業税		38,482	15.07	48,440	16.52
法人税等調整額		4,654	1.82	4,375	1.49
当期純利益		65,800	25.77	66,468	22.68

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金			利益剰余 金合計		
						固定資産圧 縮積立金	別途積立 金	繰越利益 剰余金			
平成18年 3月31日 残高 （百万円）	215,179	176,795	3	176,798	38,383	1,457	90,234	60,417	190,492	471	581,998
事業年度中の変動額											
新株の発行	302	302		302							604
剰余金の配当（注）								12,643	12,643		12,643
剰余金の配当								4,895	4,895		4,895
役員賞与（注）								48	48		48
利益準備金の積立 （注）					0			0	-		-
利益準備金の積立					0			0	-		-
固定資産圧縮積立金の 取崩（注）						455		455	-		-
固定資産圧縮積立金の 積立						425		425	-		-
固定資産圧縮積立金の 取崩						57		57	-		-
別途積立金の積立 （注）							28,000	28,000	-		-
当期純利益								65,800	65,800		65,800
自己株式の取得										12,240	12,240
自己株式の処分			0	0						12	12
自己株式の消却			3	3				12,491	12,491	12,494	-
土地再評価差額金の取 崩								544	544		544
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （純額）											
事業年度中の変動額合計 （百万円）	302	302	3	298	0	86	28,000	8,352	36,266	266	37,133
平成19年 3月31日 残高 （百万円）	215,481	177,097	-	177,097	38,383	1,370	118,234	68,770	226,758	205	619,132

	評価・換算差額等				純資産合 計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ損益	土地再評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
平成18年 3 月31日 残高 （百万円）	66,030	-	32,516	98,546	680,544
事業年度中の変動額					
新株の発行					604
剰余金の配当（注）					12,643
剰余金の配当					4,895
役員賞与（注）					48
利益準備金の積立 （注）					-
利益準備金の積立					-
固定資産圧縮積立金の 取崩（注）					-
固定資産圧縮積立金の 積立					-
固定資産圧縮積立金の 取崩					-
別途積立金の積立 （注）					-
当期純利益					65,800
自己株式の取得					12,240
自己株式の処分					12
自己株式の消却					-
土地再評価差額金の取 崩					544
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （純額）	991	8	544	1,526	1,526
事業年度中の変動額合計 （百万円）	991	8	544	1,526	35,607
平成19年 3 月31日 残高 （百万円）	65,039	8	31,972	97,019	716,152

（注）平成18年 6 月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当事業年度（自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
		資本準備 金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金			利益剰余 金合計		
					固定資産圧 縮積立金	別途積立 金	繰越利益 剰余金			
平成19年 3月31日 残高 （百万円）	215,481	177,097	177,097	38,383	1,370	118,234	68,770	226,758	205	619,132
事業年度中の変動額										
新株の発行	115	115	115							231
剰余金の配当							15,899	15,899		15,899
利益準備金の積立				0			0	-		-
固定資産圧縮積立金の 積立					197		197	-		-
固定資産圧縮積立金の 取崩					77		77	-		-
当期純利益							66,468	66,468		66,468
自己株式の取得									18,095	18,095
自己株式の処分							1	1	23	21
自己株式の消却							17,572	17,572	17,572	-
土地再評価差額金の取 崩							44	44		44
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （純額）										
事業年度中の変動額合計 （百万円）	115	115	115	0	120	-	32,919	33,040	500	32,771
平成20年 3月31日 残高 （百万円）	215,597	177,213	177,213	38,384	1,490	118,234	101,690	259,798	705	651,903

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年 3 月31日 残高 （百万円）	65,039	8	31,972	97,019	716,152
事業年度中の変動額					
新株の発行					231
剰余金の配当					15,899
利益準備金の積立					-
固定資産圧縮積立金の積立					-
固定資産圧縮積立金の取崩					-
当期純利益					66,468
自己株式の取得					18,095
自己株式の処分					21
自己株式の消却					-
土地再評価差額金の取崩					44
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （純額）	47,585	48	44	47,678	47,678
事業年度中の変動額合計 （百万円）	47,585	48	44	47,678	14,906
平成20年 3 月31日 残高 （百万円）	17,453	39	31,927	49,341	701,245

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	同左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年 (2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年 （会計方針の変更） 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却を行っております。この変更による貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 （追加情報） 当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
5. 繰延資産の処理方法	株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。	同左
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左
7. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 78,438百万円であります。	破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 71,165百万円であります。
	(2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。	(2) 役員賞与引当金 同左
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上することとしております。なお、当事業年度末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額をその他資産に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・ 過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により損益処理 ・ 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理	(3) 退職給付引当金 同左
		(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。 （会計方針の変更） 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下、「監査・保証実務委員会報告第42号」という。）が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は 359百万円、特別損失は 713百万円それぞれ増加し、経常利益は 359百万円、税引前当期純利益は 1,072百万円それぞれ減少しております。

	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	—————	(5) 預金払戻引当金 預金払戻引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。 (追加情報) 従来、負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、払戻時に損失処理しておりましたが、監査・保証実務委員会報告第42号が平成19年 4月 1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は 44百万円減少、特別損失は 925百万円増加し、経常利益は 44百万円増加、税引前当期純利益は 881百万円減少しております。
	—————	(6) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
8．リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左
9．ヘッジ会計の方法	(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。 また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 26百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は 0百万円(同前)であります。 (2) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。	(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。 (2) 為替変動リスク・ヘッジ 同左
10．消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
(役員賞与に関する会計基準) 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理していましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は 80百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少しております。 (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。 当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は716,143百万円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。	————— ————— (金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当事業年度から下記のとおり表示を変更しております。 (1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「固定資産圧縮積立金」、「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。 (2) 「動産不動産圧縮積立金」は、「固定資産圧縮積立金」として表示しております。 (3) 純額で「繰延ヘッジ損失」として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。 (4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。 「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。 「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。 (5) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」の「ソフトウェア」として表示しております。	—————

注記事項
(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)																		
1. 関係会社の株式及び出資額総額 5,591百万円 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,729百万円、延滞債権額は 144,602百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 5,877百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 47,912百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 204,122百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、79,046百万円であります。 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table> <tr> <td>有価証券</td><td>744,344百万円</td></tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr> <td>預金</td><td>37,621百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 118,796百万円及びその他の資産 2 百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金は 6,108百万円であります。 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,830,569百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが 1,264,290百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	有価証券	744,344百万円	担保資産に対応する債務		預金	37,621百万円	1. 関係会社の株式及び出資額総額 9,328百万円 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 8,569百万円、延滞債権額は 129,280百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 5,540百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 46,313百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 189,704百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、75,686百万円であります。 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table> <tr> <td>有価証券</td><td>426,059百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金</td><td>2,838百万円</td></tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr> <td>預金</td><td>46,344百万円</td></tr> <tr> <td>コールマネー</td><td>46,100百万円</td></tr> <tr> <td>借入金</td><td>76,400百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 121,530百万円及びその他の資産 552百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金は 5,960百万円であります。 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,977,138百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが 1,337,315百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	有価証券	426,059百万円	貸出金	2,838百万円	担保資産に対応する債務		預金	46,344百万円	コールマネー	46,100百万円	借入金	76,400百万円
有価証券	744,344百万円																		
担保資産に対応する債務																			
預金	37,621百万円																		
有価証券	426,059百万円																		
貸出金	2,838百万円																		
担保資産に対応する債務																			
預金	46,344百万円																		
コールマネー	46,100百万円																		
借入金	76,400百万円																		

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 40,525百万円 10. 有形固定資産の減価償却累計額 101,096百万円 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 113,105百万円 (当事業年度圧縮記帳額 3百万円) 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 43,000百万円が含まれております。 13. 社債は、劣後特約付社債であります。 14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は 243,713百万円であります。 15. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。 剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本金の額に達するまで資本準備金又は利益準備金として計上しております。 当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、0百万円であります。	9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 36,235百万円 10. 有形固定資産の減価償却累計額 102,289百万円 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 113,103百万円 (当事業年度圧縮記帳額 - 百万円) 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 41,000百万円が含まれております。 13. 社債は、劣後特約付社債であります。 14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は 235,971百万円であります。 15. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。 剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本金の額に達するまで資本準備金又は利益準備金として計上しております。 当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、0百万円であります。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
-----	-----

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加株式 数(千株)	当事業年度減少株式 数(千株)	当事業年度末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	522	13,720	14,013	230	(注)
合計	522	13,720	14,013	230	

(注) 当事業年度中の増加事由は、自己株式取得のための市場買付 13,456千株及び単元未満株式の買取請求 264千株によるものであります。また、当事業年度中の減少事由は、自己株式の消却 14,000千株及び単元未満株式の買増請求 13千株によるものであります。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加株式 数(千株)	当事業年度減少株式 数(千株)	当事業年度末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	230	22,680	22,027	883	(注) 1, 2
合計	230	22,680	22,027	883	

(注) 1. 自己株式数の増加は、自己株式取得のための市場買付 22,489千株及び単元未満株式の買取請求 191千株によるものであります。

2. 自己株式数の減少は、自己株式の消却 22,000千株及び単元未満株式の買増請求 27千株によるものであります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																				
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <td></td><td>動産</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>114百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>17百万円</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>97百万円</td></tr> </table> - 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1年内</td><td>19百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>72百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>92百万円</td></tr> </table> - 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>10百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>9百万円</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>1百万円</td></tr> </table> - 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 - 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 なお、上記リース取引により使用している資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。 2. オペレーティング・リース取引 - 未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>22百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>20百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>43百万円</td></tr> </table>		動産	取得価額相当額	114百万円	減価償却累計額相当額	17百万円	期末残高相当額	97百万円	1年内	19百万円	1年超	72百万円	合計	92百万円	支払リース料	10百万円	減価償却費相当額	9百万円	支払利息相当額	1百万円	1年内	22百万円	1年超	20百万円	合計	43百万円	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <td></td><td>動産</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>126百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>35百万円</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>90百万円</td></tr> </table> - 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1年内</td><td>23百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>61百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>84百万円</td></tr> </table> - 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>24百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>22百万円</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>4百万円</td></tr> </table> - 減価償却費相当額の算定方法 同左 - 利息相当額の算定方法 同左 同左 2. オペレーティング・リース取引 - 未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>38百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>83百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>121百万円</td></tr> </table>		動産	取得価額相当額	126百万円	減価償却累計額相当額	35百万円	期末残高相当額	90百万円	1年内	23百万円	1年超	61百万円	合計	84百万円	支払リース料	24百万円	減価償却費相当額	22百万円	支払利息相当額	4百万円	1年内	38百万円	1年超	83百万円	合計	121百万円
	動産																																																				
取得価額相当額	114百万円																																																				
減価償却累計額相当額	17百万円																																																				
期末残高相当額	97百万円																																																				
1年内	19百万円																																																				
1年超	72百万円																																																				
合計	92百万円																																																				
支払リース料	10百万円																																																				
減価償却費相当額	9百万円																																																				
支払利息相当額	1百万円																																																				
1年内	22百万円																																																				
1年超	20百万円																																																				
合計	43百万円																																																				
	動産																																																				
取得価額相当額	126百万円																																																				
減価償却累計額相当額	35百万円																																																				
期末残高相当額	90百万円																																																				
1年内	23百万円																																																				
1年超	61百万円																																																				
合計	84百万円																																																				
支払リース料	24百万円																																																				
減価償却費相当額	22百万円																																																				
支払利息相当額	4百万円																																																				
1年内	38百万円																																																				
1年超	83百万円																																																				
合計	121百万円																																																				

(有価証券関係)

- 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前事業年度(平成19年3月31日現在)

該当事項はありません。

当事業年度(平成20年3月31日現在)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	32,370百万円	貸倒引当金損金算入限度超過額	35,787百万円
有価証券償却	5,277百万円	有価証券償却	5,405百万円
その他	11,846百万円	その他	13,437百万円
繰延税金資産小計	49,494百万円	繰延税金資産小計	54,630百万円
評価性引当額	5,603百万円	評価性引当額	5,921百万円
繰延税金資産合計	43,890百万円	繰延税金資産合計	48,709百万円
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	39,104百万円	その他有価証券評価差額金	8,762百万円
退職給付信託設定益益金不算入	7,433百万円	退職給付信託設定益益金不算入	7,433百万円
その他	3,780百万円	その他	4,220百万円
繰延税金負債合計	50,318百万円	繰延税金負債合計	20,416百万円
繰延税金負債の純額	6,427百万円	繰延税金資産の純額	28,292百万円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、法定実効税率の百分の五以下であるため、記載を省略しております。		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 同左	

(1 株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	円	514.37	511.83
1 株当たり当期純利益	円	47.06	48.21
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	円	46.93	48.12

(注) 1. 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
1 株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	65,800	66,468
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る当期純利益	百万円	65,800	66,468
普通株式の期中平均株式数	千株	1,398,187	1,378,573
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	3,747	2,504
新株予約権	千株	2,913	1,985
新株引受権	千株	833	518
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		該当事項はありません。	同左

2. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (平成19年 3 月31日)	当事業年度 (平成20年 3 月31日)
純資産の部の合計額	百万円	716,152	701,245
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	716,152	701,245
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	1,392,275	1,370,063

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

当事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 （百万円）	当期増加額 （百万円）	当期減少額 （百万円）	当期末残高 （百万円）	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 （百万円）	当期償却額 （百万円）	差引当期末 残高 （百万円）
有形固定資産							
建物	112,394	3,432	484	115,341	77,499	2,758	37,842
土地	86,839	68	-	86,908	-	-	86,908
建設仮勘定	839	2,181	2,314	705	-	-	705
動産	35,767	5,389	5,219	35,937	24,720	3,848	11,217
その他の有形固定資産	373	3	252	124	70	-	53
有形固定資産計	236,214	11,075	8,272	239,017	102,289	6,606	136,727
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	28,541	13,491	4,891	15,049
施設利用権	-	-	-	481	442	10	38
その他の無形固定資産	-	-	-	650	29	0	621
無形固定資産計	-	-	-	29,672	13,963	4,902	15,709
その他	136	-	-	136	79	6	57

- （注）１．動産、その他の有形固定資産の２つの項目は、貸借対照表勘定科目上では「その他の有形固定資産」に計上しております。
 ２．施設利用権、その他の無形固定資産の２つの項目は、貸借対照表勘定科目上では「その他の無形固定資産」に計上しております。
 ３．その他は、貸借対照表勘定科目上では「その他の資産」に計上しております。
 ４．「無形固定資産」の金額は資産の総額の１％以下であるため、「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 （百万円）	当期増加額 （百万円）	当期減少額 （目的使用） （百万円）	当期減少額 （その他） （百万円）	当期末残高 （百万円）
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	16,761	21,536	-	16,761	21,536
個別貸倒引当金（注）２	30,631	26,498	8,541	24,785	23,802
うち非居住者向け債権分	-	-	-	-	-
役員賞与引当金	80	85	80	-	85
役員退職慰労引当金	-	1,072	-	-	1,072
預金払戻引当金	-	1,236	355	-	881
偶発損失引当金	-	116	-	-	116
計	47,473	50,546	8,977	41,546	47,495

- （注）１．当期減少額（その他）欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。
 一般貸倒引当金……………洗替による取崩額
 個別貸倒引当金……………洗替及び回収による取崩額
 ２．「当期増加額」には、当事業年度中に当行と合併した浜銀抵当証券株式会社で計上していた個別貸倒引当金の前期末残高を含んでおります。

○ 未払法人税等

区分	前期末残高 （百万円）	当期増加額 （百万円）	当期減少額 （目的使用） （百万円）	当期減少額 （その他） （百万円）	当期末残高 （百万円）
未払法人税等	28,381	49,013	49,052	-	28,342
未払法人税等	22,662	39,522	39,367	-	22,818
未払事業税	5,719	9,490	9,685	-	5,524

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成20年 3 月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

資産の部

預け金	日本銀行への預け金 39,973百万円及び他の銀行への預け金 331,008百万円であります。
その他の証券	投資信託受益証券 41,711百万円、外国証券 23,181百万円その他であります。
前払費用	前払年金費用 29,183百万円その他であります。
未収収益	貸出金利息 7,309百万円、有価証券利息配当金 3,619百万円、受入手数料 2,195百万円その他であります。
その他の資産	仮払金 8,927百万円（現金自動設備の相互利用による現金自動引出しにかかる立替金等）、保証金 5,960百万円、預金保険機構金融安定化拠出基金への拠出金 3,664百万円その他であります。

負債の部

その他の預金	別段預金 113,297百万円、外貨預金 100,506百万円その他であります。
未払費用	預金利息 8,530百万円、未払賞与 2,468百万円、未払経費 1,438百万円その他であります。
前受収益	貸出金利息 5,569百万円その他であります。
その他の負債	仮受金 23,972百万円（内国為替決済資金等）その他であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1,000株券、10,000株券、100,000株券及び 1単元の株式の数に満たない株式の数を表示した株券 100,000株券を超える株券につき、その必要株式数を表示した株券
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 無料 株券1枚につき210円（消費税込み）
株券喪失登録 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 株券喪失登録手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 喪失登録申請1件につき8,400円（消費税込み） 喪失登録株券1枚につき378円（消費税込み）
単元未満株式の買取り及び買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取（買増）手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 当行所定の算式により1単元当たりの合計額を算定し、買取（買増） 単元未満株式の数で按分した額に、消費税相当額を加算した額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子 公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載し て行う。 公告掲載URL http://www.boy.co.jp/k_t/koukoku.htm
株主に対する特典	ありません

（注）当行定款の定めにより、当行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- 1．会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2．会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4．その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当行に請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行の親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|--|--|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第146期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日） | 平成19年6月28日
関東財務局長に提出 |
| (2) 訂正発行登録書
平成18年3月29日に提出した発行登録書の訂正発行登録書であります。 | 平成19年6月28日
平成19年12月11日
平成20年3月28日
平成20年3月31日
関東財務局長に提出 |
| (3) 半期報告書
（第147期中）（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日） | 平成19年12月11日
関東財務局長に提出 |
| (4) 有価証券報告書の訂正報告書
事業年度（第146期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。 | 平成20年3月28日
関東財務局長に提出 |
| (5) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。 | 平成20年3月31日
関東財務局長に提出 |
| (6) 発行登録書（社債）及びその添付書類 | 平成20年4月1日
関東財務局長に提出 |
| (7) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストック・オプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。 | 平成20年6月24日
関東財務局長に提出 |
| (8) 訂正発行登録書
平成20年4月1日に提出した発行登録書の訂正発行登録書であります。 | 平成20年6月24日
関東財務局長に提出 |
| (9) 自己株券買付状況報告書 | 平成19年4月3日
平成19年5月2日
平成19年6月4日
平成19年7月11日
平成19年8月3日
平成19年9月4日
平成19年10月2日
平成19年11月2日
平成19年12月3日
平成20年1月4日
平成20年2月1日
平成20年3月5日
平成20年4月4日
平成20年5月2日
平成20年6月3日
関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6 月27日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 洋	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松崎 雅則	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月24日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 洋	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松崎 雅則	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6 月27日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 洋	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松崎 雅則	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第146期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社横浜銀行の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月24日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 洋	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松崎 雅則	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第147期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社横浜銀行の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。